

「柔軟な教育課程」、「指導体制・環境整備等」、 「多様な外国語」について



1. 外国語を学ぶ意義

- AI時代に外国語を学ぶ意義の再定義と、外国語の「見方・考え方」の見直し

2. 目標・内容の一層の構造化

- 「学びに向かう力・人間性等」の整理等を踏まえた目標の示し方
- 「高次の資質・能力」（「知識及び技能の統合的な理解」「思考力・判断力・表現力等の総合的な発揮」）を中心とした内容の一層の構造化

3. 発信力強化

(1) グローバル・多文化共生社会の担い手の育成 (外国語で他者とコミュニケーションを図る意欲等の育成)

- 英語を学ぶ動機付けや児童生徒の目標設定の在り方
- 動機付けを強化するための話題・活動の在り方

(2) 英語の使い手の育成（英語運用能力の育成）

- 校種間接続の課題等を踏まえた指導内容（話題・活動等）の段階的な示し方
- 5領域の活動を通じた知識及び技能の指導の在り方（語彙や文法の指導を含む）
- 科学的知見を踏まえた学習プロセスを意識した指導の在り方
- 高等学校の科目（特に「論理・表現」）の在り方
- AIを含むデジタル学習基盤の活用の在り方

4. 児童生徒の英語力の把握・評価

- 「学びに向かう力・人間性等」の評価の新しい整理を踏まえた評価等の在り方

5. 柔軟な教育課程

- 義務教育における調整授業時数制度や高校における科目の柔軟な組み替えや履修の免除を可能とする仕組みを前提とした場合に、考えられる教育課程・学習指導の工夫の在り方

6. 指導体制・環境整備等

- AI時代の教師・ALT等の役割の再定義
- 教員の資質（英語力・授業力）向上のための方策と、ALT等との連携の在り方
- 外国語を使う機会の充実の在り方

7. 英語運用能力に関する社会全体の課題

- 英語運用能力に関する社会全体の課題と、学校教育において取りうる対応の方向性

8. 英語以外の外国語

- 英語以外の外国語の推進方策



「柔軟な教育課程」について

教育企画特別部会、総則・評価特別部会における方向性

- 教育課程企画特別部会の論点整理では、「入学時点で高度な外国語の運用能力を有していることが外部試験で明らかな場合など、社会的信頼性が確立している基準により、特定の必履修教科・科目について既にその内容を十分に修得していると判断できる生徒が在籍する場合には、一定の要件の下、各学校や教育委員会の判断により、当該教科・科目の履修を免除可能とする仕組みを整えるべき」とされた
- これを受け、総則・評価特別部会においては、科目の履修免除・振替の対象科目、具体的な要件・運用について議論され、科目の履修免除の要件として以下が示された
 - ① 高等学校教育との関連において社会的信頼性が確立している外部試験の合格により、免除科目の知識及び技能が概ね習得されていると判断し得ること（外部試験の性質の観点）
 - ② 免除科目において育成を目指す資質・能力全体について、振替科目等の履修によって、当該教科の目標の達成に向けて発展的に育成可能であり、総合的な代替性が認められること（免除科目と振替科目の代替性の観点）
 - ③ 当該生徒の実態や希望を踏まえ、必履修科目を選択科目等の履修に振り替える方が、資質・能力の育成の観点で大きく上回る成果が期待できること（資質・能力の育成における比較優位の観点）
- 上記の観点を踏まえ、外国語については、以下の点から、外部試験を活用した免除・振替の制度運用を開始していくことを念頭に、検討を進めることとされた
 - ・ 国際的に通用する英語運用能力に関する尺度であるCEFRに対応した外部試験等が複数あり、文部科学省としてCEFRレベルを外国語教育の目標値ともしていることも踏まえると、「社会的信頼性が確立している外部試験の合格により、免除科目の知識及び技能が概ね習得されていると判断し得る」こと（外部試験の性質の観点）
 - ・ 教科の性質上、選択科目やその内容を含む学校設定教科・科目等の履修の中で、必要に応じて必履修科目の理解を補いつつ、発展的に目標の達成に向けて指導を行っていくことが可能と考えられ、総合的に代替性が認められること（免除科目と振替科目の代替性の観点）
- その上で、具体的な外部試験の種類や、履修免除を認める際に必要な級の水準、振替科目等（上位科目以外の学校設定科目や学校外学修のイメージを含む）については、外国語WGにおいて具体的な議論を進め、解説等で具体的に定めることとされた。これを受け、上記の論点について検討する必要がある

高校の必履修科目の履修免除の在り方



【方向性と具体的論点（案）】

1. 外部試験の種類

- 国際的に通用する英語運用能力に関する尺度であるCEFRに対応した外部試験等は、現在も様々な種類があり、今後も増えていく可能性があること、文部科学省としてCEFRレベルを外国語教育の目標値ともしていることも踏まえ、学習指導要領の解説においては、科目免除の具体的な要件としては、特定の外部試験を記載するのではなく、CEFRレベルのみを記載することが適当ではないか

2. 履修免除を認める際に必要な級の水準

- 今回の免除の仕組みは、免除科目が目指す資質・能力を大きく上回る水準で身に付けている場合を念頭においていること、現行の高等学校の科目がおおむねCEFR A2～B1レベルの修得を念頭に設定されており、次期改訂においても当該レベルを大きく変更しないことを踏まえれば、これを大きく上回る水準として、B2レベル以上とすることが適当ではないか

3. 必履修科目を免除した場合の振替科目等

- 企画特別部会の論点整理では、必要な要件を満たし、必履修科目を免除することが適当であると認められる場合、振替え先の学習として、以下の3つを挙げている
 - 当該科目の属する教科の上位科目
 - 学校設定科目
 - 学校外学修
- 外国語においては、習得が必要な単位数や時間割の調整等を踏まえた実現可能性を考慮すれば、免除の対象となる必履修科目（英語コミュニケーション（総合）Ⅰ）の時間に、発展的な学習や英語以外の外国語を学べる学校設定科目を設定し、当該科目を履修することが考えられるのではないか
※英語以外の外国語においては、基礎的な内容を取り扱う科目を振替え先としてすることも認めてはどうか。なお、各言語の専門機関等との協力を得ながら、オンラインにより多様な外国語の履修を可能とする講座の開設等の可能性について検討してはどうか（P19参照）
- さらに、各学校等の実態や必要性に応じて、実施のための諸条件を整えることが可能であれば、当該学校等の判断により、上位科目（英語コミュニケーション（総合）Ⅱ・Ⅲ）や学校外学修（例：大学の授業の履修や各言語の専門機関等による英語以外の外国語の講座の履修、海外のサマースクール等）の履修も可能とすべきではないか

（参考）総則・評価特別部会においては、以下の考え方が示されている

- 学校設定科目及び学校外学修の単位認定に振り替える場合についても、当該免除科目と無関係なもの（英コミⅠを免除し、芸術系教科に振り替える等）ではなく、あくまで必履修科目が属する教科の目標の達成に向けた発展的な学習が可能な内容とすべきことに留意する必要性
- その場合の単位数の在り方としては、今般の仕組みは高等学校入学前の学習の成果を認めるものであり、高等学校卒業に必要な学習量を減じさせる趣旨ではないことから、免除科目の単位数と同じ単位数について、振替科目等で修得する必要性

(検討の前提)

- 企画特別部会の論点整理では、「入学時点で高度な外国語の運用能力を有していることが外部試験で明らかの場合など、社会的信頼性が確立している基準により、特定の必修教科・科目について既にその内容を十分に修得していると判断できる生徒が在籍する場合には、一定の要件の下、各学校や教育委員会の判断により、当該教科・科目の履修を免除可能とする仕組みを整えるべき」とされており、履修免除した場合の対応として、以下の方向性が示されているところ。

履修を免除する場合、別の学習をもって当該科目の履修に替えることとする方向で検討すべき。その際、例えば以下の例など履修の振り替え先について整理すべき

- 当該科目の属する教科の上位科目
- 学校設定科目
- 学校外学修の単位認定の履修に替えることを認めてはどうか

(例えばCEFRB2相当の生徒は英語コミュⅠを免除し英コミュⅢや学校設定科目の履修を可能とする、CEFR C1以上の生徒は大学の講義等の単位認定で替えるなど)

- こうしたことを踏まえつつ、制度の在り方について更なる具体化の検討が必要となる。

(必修科目の履修免除の要件)

- 現在高等学校では、多様な学校外学修の成果を認める一環で、学教法施行規則第98条第2号に基づき、在学中に外部検定等の「知識及び技能に関する審査（以下「技能審査」という。）」を受けた場合の学修成果を単位認定可能(36単位まで)。(P43～44参照)
- 一方、各教科・科目が育成を目指す資質・能力は「知識及び技能」のみならず「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」を含むため、特に「知識及び技能」以外の資質・能力については外部試験の結果のみをもって育成状況を証することが難しい側面もある。
- 同様に、今回の履修免除・振替の仕組みについても、特定の外部試験の合格が、相当する必修科目（以下「免除科目」という。）が育成を目指す資質・能力の全体を担保することを証することは困難であるという前提で、検討する必要がある。
- 以上を踏まえれば、外部試験はあくまで免除科目の資質・能力を部分的に証するものであるものの、その活用により、当該科目が属する教科全体の目標を効果的に実現するとともに、対象生徒の資質・能力を教育課程全体で豊かに育む観点から免除科目及び振替先の科目等（以下「振替科目等」という。）の設定をすべきであり、こうした観点からバランスのある制度設計が必要。こうした視点から、今般の履修免除・振替については次の3つの要件をいずれも満たす場合に対象としてはどうか。
- その際、もとより履修免除・振替を可能とするのは、免除科目の資質・能力を十分に上回る水準で身に付けている場合には、他の選択肢を当該生徒に提供できるようにすることが有意義であるためであり、単に相当する資質・能力を身に付けていれば自動的に免除・振替を可能とすることを目的とするものではないことに留意する必要があるのではないかと。

【科目の履修免除の要件】

- ① 高等学校教育との関連において社会的信頼性が確立している外部試験の合格により、免除科目の知識及び技能が概ね習得されていると判断し得ること（外部試験の性質の観点）
- ② 免除科目において育成を目指す資質・能力全体について、振替科目等の履修によって、当該教科の目標の達成に向けて発展的に育成可能であり、総合的な代替性が認められること（免除科目と振替科目の代替性の観点）
- ③ 当該生徒の実態や希望を踏まえ、必修科目を選択科目等の履修に振り替える方が、資質・能力の育成の観点で大きく上回る成果が期待できること（資質能力の育成における比較優位の観点）

(要件を踏まえた具体的な運用)**【対象となる免除科目・外部試験の在り方】**

- 以上の要件を踏まえた場合、まず、具体的にどの外部試験によりどの科目を対象とするかを示す必要がある。
- その際の基本的な考え方として、本制度は必修科目の履修を免除するという高等学校教育の共通性に関わる新たな仕組みであることから、制度の悪用・濫用を防ぎつつ慎重に制度設計を行う必要がある。そのため、これまでに学校現場で十分な活用実績があり、他の教育制度との関係で既に位置づけがあるなど、当面、十分な合理性が認められるものに限ってスタートすることが適当ではないか。
- この点、要件①の「社会的信頼性が確立している外部試験の合格により、免除科目の知識及び技能が概ね習得されていると判断し得る」という視点を踏まえると、まず英語の外部試験の活用が考えられる。英語に関しては、国際的に通用する英語運用能力に関する尺度であるCEFRに対応した外部試験等が複数あり、文部科学省としてCEFRレベルを外国語教育の目標値ともしていることも踏まえると、複数の外部試験が該当すると考えられる状況にある。
- また、数学についても、年間30万人程度が受験するなど社会に広く普及し、各高等学校が積極的な受験を通じて学力向上の契機としている外部試験が存在している状況にある。

- また、英語・数学については、こうした社会的信頼性と十分な実績を有する外部試験が存在するのみならず、これらの外部試験は、高卒認定試験の試験科目免除の対象として組み入れられているなど、高等学校における資質・能力の育成との関係が一定程度認められている状況にある。 (P45参照)

※高卒認定試験は大学・短大・専門学校受験資格を与えるに足る水準の学力を認定する制度である。一方、今般検討している制度は、必履修科目を免除し、より発展的な科目等への振替を認めようとするものであり、趣旨が大きく異なる。このため、対象とすべき外部試験の種類や、免除に必要な級の水準等については、高卒認定試験をそのまま適用することは適当でなく、別途慎重な検討が必要であることに留意。

- また要件②の「免除科目において育成を目指す資質・能力全体について、振替科目等の履修によって、当該教科の目標の達成に向けて発展的に育成可能であり、総合的な代替性が認められる」という視点においても、英語と数学については、教科の性質上、選択科目やその内容を含む学校設定教科・科目等の履修の中で、必要に応じて必履修科目の理解を補いつつ、発展的に目標の達成に向けて指導を行っていくことが可能と考えられ、①や③の要件を満たす状況であれば、総合的に代替性が認められる。

※例：英コミⅠと英コミⅡ・Ⅲなどの選択科目は取り扱う内容のほとんどは共通しており目標の水準で差を設けているため、選択科目中で英コミⅠの内容も含め発展的に指導することも可能であるし、数学Ⅱにおいても例えば微分・積分の学習の中で数学Ⅰにおける二次関数に関連する資質・能力を含め発展的に指導することが可能

- これらの視点を総合的に鑑みて、まずは外国語と数学の必履修科目について、外部試験を活用した免除・振替の制度運用を開始していくことを念頭に検討を進めることとし、具体的な外部試験の種類や、履修免除を認める際に必要な級の水準、振替科目等（上位科目以外の学校設定科目や学校外学修のイメージを含む）については、外国語WG及び算数・数学WGにおいて具体的な議論を進め、解説等で具体的に定めることとしてはどうか。

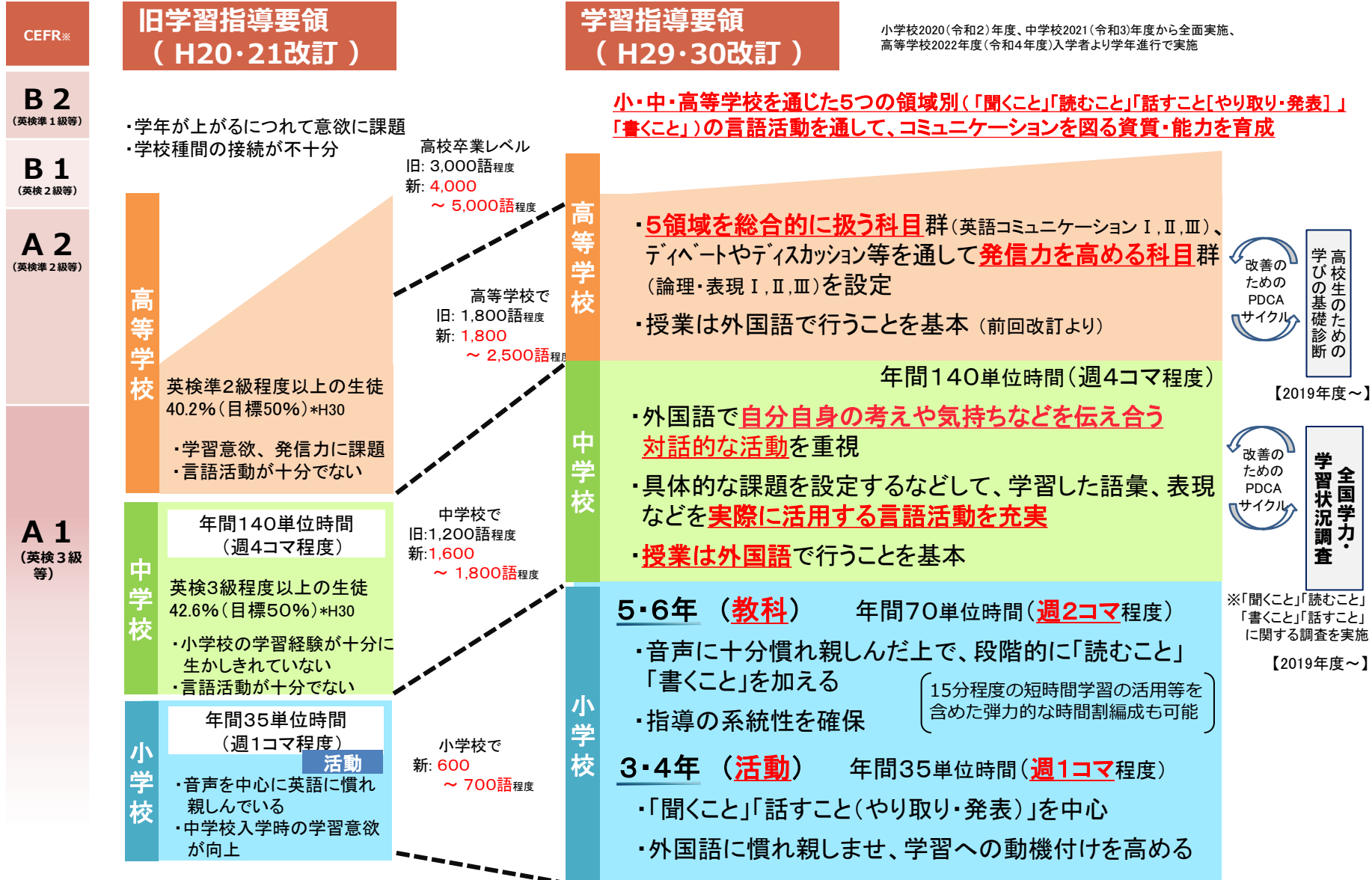
- なお、今回の免除の仕組みは、主に入学前に、既に免除科目が目指す資質・能力を大きく上回る水準で身に付けている生徒を念頭に置いたものであるが、不登校や病気等何らかの事情で学校に来ることが一時的に困難となり、必履修科目の単位を取得できなかった生徒など、入学後に外部試験等による必履修科目の代替を希望するケースも一定数存在すると考えられる。今後の具体的な外部試験の種類や、履修免除を認める際に必要な級の水準等の検討に当たっては、こうしたケースの存在も踏まえ検討すべきではないか。

【必履修科目を免除した場合の振替科目等の在り方】

- 要件を満たし、必履修科目を免除することが適当であると認められる場合、企画特別部会の論点整理では、振替え先の学習として、以下の3つを挙げている。
 - 当該科目の属する教科の上位科目
 - 学校設定科目
 - 学校外学修の単位認定の履修
- 今般検討した要件②に鑑みると、上記のうち学校設定科目及び学校外学修の単位認定に振り替える場合についても、当該免除科目と無関係なもの（英コミⅠを免除し、芸術系教科に振り替える等）ではなく、あくまで必履修科目が属する教科の目標の達成に向けた発展的な学習が可能で内容とすべきことに留意する必要があるのではないか。
- その場合の単位数の在り方としては、今般の仕組みは高等学校入学前の学習の成果を認めるものであり、高等学校卒業に必要な学習量を減じさせる趣旨ではないことから、免除科目の単位数と同じ単位数について、振替科目等で修得する必要があるのではないか。

前回改訂における主な改善事項

小3～4年で外国語活動、5～6年での教科化、中学校も授業を英語で実施、高校卒業時の習得単語レベル4000～5000程度に



※CEFR: 欧州評議会 (Council of Europe) が示す、外国語の学習や教授等のためのヨーロッパ共通参照枠を言う。英検との対照は日本英語検定協会が公表するデータによる。

英語科目の変遷と改訂の方向性 (Ver 2)

- 英語によるコミュニケーションを中核とする科目趣旨を端的に示すため、両科目は「英語コミュニケーション」を共通して置いてはどうか。
 - その上で、従来の「英語コミュニケーション」は5領域を総合的に扱う趣旨を示すため「英語コミュニケーション（総合）」に、「論理・表現」は、Production(表現)とInteraction(やり取り)（「話すこと[やり取り]」、「話すこと[発表]」、「書くこと」）による発信力を一層強化するため「英語コミュニケーション（発信）」としてはどうか。
- ※これらにより2科目を併行履修した場合のカリマネも推進されるのではないか。

平成11年3月告示

必履 OC I (2単位)	聞く、話す 中心
OC II (4単位)	
※OC：オーラル・コミュニケーションの略	
必履 英語 I (3単位)	4技能を 総合的、 統合的に 育成
英語 II (4単位)	
リーディング (4単位)	読む 中心
ライティング (4単位)	書く 中心

必履修はOC I か英語 I の
どちらか1科目選択必履修

平成21年3月告示

コミュニケーション 英語基礎 (2単位)	4技能の 総合的、 統合的な 育成を一 層強化
必履 コミュニケーション 英語 I (3単位)	
コミュニケーション 英語 II (4単位)	
コミュニケーション 英語 III (4単位)	
英語表現 I (2単位)	論理的に 表現する 能力の育 成に焦点
英語表現 II (4単位)	
英語会話 (2単位)	身近な話題につ いて英語で会話 する能力の育成

現行 (平成30年3月告示)

必履 英語コミュニケー ション I (3単位)	4技能の 総合的、 統合的な 育成を一 層強化
英語コミュニケー ション II (4単位)	
英語コミュニケー ション III (4単位)	
論理・表現 I (2単位)	論理的に 表現する 能力の育 成に焦点
論理・表現 II (2単位)	
論理・表現 III (2単位)	

改訂の方向性

必履 (仮) 英語コミュニケー ション (総合) I (3単位)	科目の趣 旨を維持 しつつ、受 容と発信 の領域統 合を一層 強化
(仮) 英語コミュニケー ション (総合) II (4単位)	
(仮) 英語コミュニケー ション (総合) III (4単位)	
(仮) 英語コミュニケー ション (発信) I (2単位)	「論表」の 趣旨を維 持しつつ、 発信力を 一層強化 するため 活動内容 を充実
(仮) 英語コミュニケー ション (発信) II (2単位)	
(仮) 英語コミュニケー ション (発信) III (2単位)	

【専門教科 (英語)】

総合英語	英語理解
英語表現	異文化理解
生活英語	時事英語
コンピュータ・LL演習	

総合英語	英語理解
英語表現	異文化理解
時事英語	

総合英語 I・II・III
ディベート・ディスカッション I・II
エッセイライティング I・II

※上記科目の改善の方向性を
踏まえ、必要な改善を行う

【現状と課題】

【方向性と具体的論点（案）】

1. 総則・評価特別部会における検討

- 論点整理では、多様な個性や特性、背景を有する子供たちを一層包摂できるよう、「調整授業時数制度」を創設し、調整授業時数を地域や学校、児童生徒の実態を考慮して以下のような取組を特例的に可能とする方向性が示された
 - ・別の教科等の授業時数に上乘せする
 - ・特に必要な教科の開設に充てる
 - ・各教科等に該当しないものの、児童生徒の個性や特性、実態に応じた学習支援など、児童生徒の資質・能力の育成に特に資する効果的な教育プログラムを実施するための裁量的な時間に充てる
- これを受け、総則・評価特別部会においては、調整可能な教科等や時数の上限、裁量的な時間の上限と類型等について、検討が行われているところ

2. 教育課程特例校制度における「外国語」の取組状況

- 現行の教育課程特例校制度においては、令和7年4月時点の1,915校のうち、1,483校が外国語に関する内容となっている
 - (例) ・小学校：低学年から外国語活動相当の内容を実施
 中学年から外国語科相当の内容を実施
 - ・中学校：英語と探究的な学習を組み合わせた取組
 領域統合や英語によるコミュニケーションを一層重視した取組
- ※ 上記の他、小中学校では標準時数より多く外国語の授業を実施している場合や、小中高等学校ではイメージ教育を実施している場合も
- 今後、本制度が調整授業時数制度に統合されることにより、調整授業時数制度を通じて「外国語」に関する内容を扱う取組が一層充実することも見込まれる

3. 調整授業時数制度に係る質確保

- 総則・評価特別部会においては、調整授業時数制度に係る質確保の観点から、各学校の調整授業時数制度の活用状況について透明性を高め、取組を常に改善していくことができるよう、国・都道府県・市町村・各学校の役割を整理した（P41参照）

調整授業時数制度の効果的な活用

- 調整授業時数制度に係る質確保のため、総則・評価特別部会では国の役割として、「研究開発学校やサキドリ研究校事業を通じて、調整授業時数制度の導入に向けて参照可能な実践事例を幅広く創出し、各教育委員会等に情報提供」等を示しているところ
- 今後、調整授業時数制度を通じて「外国語」に関する内容を扱う取組が一層充実することも見込まれることを踏まえると、現行の教育課程特例校制度において実施されている取り組みを踏まえて、参照可能な実践事例を積極的に教育委員会等に情報提供することが求められるのではないかと

※論点整理においては、今般の構造化の趣旨を踏まえて教科書の内容は「統合的な理解」「総合的な発揮」をつかみ取りやすくなるものに精選していくとともに、その分量の在り方に関しては、調整授業時数制度の下で、調整後の時数で十分に指導可能なものとなるよう検討すべきの方針を示しており、今後の検討においては本件についても留意する必要



「指導体制・環境整備等」について

【現状と課題】

1. AI時代の教師等の役割

- 本WGにおいては、外国語を学ぶ意義の再整理や英語教育におけるAI活用の在り方を検討する中で、AI時代における教師等の役割についても議論を行ってきた
- 教師等については、授業デザイン、児童生徒の学ぶ意欲の向上、自律的な学習者の育成に向けた学び方の指導等の役割がより重要になる旨、指摘されたところ
- また、AI時代だからこそ、ALT等を含む人間同士のリアルなコミュニケーションの重要性が指摘されたところ

2. 教師の資質向上のための方策とALT等との連携の在り方

(1) 教員養成

- 現在、中央教育審議会教員養成部会において、今後の教職課程や教員免許制度の在り方について検討が行われており、「教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループにおける中間まとめ」（令和7年12月）においては、「共通で学ぶべき内容を再構造化・体系化した上で、専門的な学修に基づく強み専門性も含めた教員養成を行う」方向性が示され、引き続き具体的な検討が行われているところ
- 前回改訂では、小学校における外国語教育の教科化への対応や、中・高等学校における「話すこと」「書くこと」の指導力の向上を図るため、課程認定や各大学による教職課程の改善・充実の取組に活用できるよう、「外国語（英語）コアカリキュラム」を示した。上記中間まとめにおいては「コアカリキュラムの見直し」についても位置づけられており、今後の検討の方向性を踏まえた見直しが予定されている

【方向性と具体的論点（案）】

1. AI時代の教師等の役割

- AI時代の教師等については、授業デザイン、児童生徒の学ぶ意欲の向上、自律的な学習者の育成に向けた学び方の指導等の役割がより重要になることを踏まえた資質向上を図っていくべきではないか
- また、AI時代だからこそ、人間同士のリアルなコミュニケーションが重要になることを踏まえ、英語教師の留学等の多様な経験を奨励するとともに、ALTとの効果的な連携を図っていくべきではないか
- さらに、教師・ALT等が外国語を学ぶ本質的意義を理解し、自身の経験も踏まえながら自分の言葉で子供たちに伝えられるようにするべきではないか

（第2回で議論）

2. 教師の資質向上のための方策とALT等との連携の在り方

(1) 教員養成

- 今回の教員免許制度の見直しを踏まえた、外国語（英語）コアカリキュラムの見直しにおいては、今回の学習指導要領の改訂において重視している点を反映させるべきではないか
- 特に、第二言語習得や認知科学、学習科学等の研究上の知見や、学習方略に関する指導方法、AIを含むデジタル学習基盤を活用した指導方法についても、学ぶことができるようにすべきではないか
※具体的な見直しの在り方については、教員養成部会における検討を踏まえて別途検討
- また、今回の改訂にあたり、国が指導において参考となる動画や資料を作成する予定であるところ、教職課程において活用されることも念頭に作成してはどうか
- 加えて、現在、小・中・高等学校の英語教師等の英語力・指導力の向上を目的として、英語資格・検定試験の団体より受験料等の減額による特別受験を提供いただいているが、教職課程を履修している学生による活用が進むよう、本制度について一層周知を図ってはどうか

※指導体制・環境整備のための方策については様々なものが考えられるが、指導要領改訂に関わりの深い論点について記載している

【現状と課題】

(2) 教員研修

- 各自治体において多様な研修が実施され、文科省においては動画や資料の提供や各種事業により支援を行っているところ
- 自治体の体制等によっては、各教科の専門性を向上させるための研修の実施がしづらいつとの指摘がある。また、外国語固有の課題として、小学校においては、学級担任と専科教員という多様な指導体制がとられている中、それぞれのニーズに応じた研修をきめ細かく行うことが難しいとの指摘がある

(3) ALTとの連携

- ALTによる生徒の発言への適切なフィードバックが英語力の向上に寄与すること等が明らかになっているが、自治体によってALTの参画状況や教師との連携の度合いに差が生じており、改善が必要

3. 英語を使う機会の充実の在り方

- 英語を学ぶ動機付けを高めるためにも、英語を使う機会の充実が重要であり、本WGにおいて「英語運用能力に関する社会全体の課題」「AIを含むデジタル学習基盤の活用の在り方」等の検討において議論されてきたところ

【方向性と具体的論点（案）】

(2) 教員研修

- 英語教師等の英語力・指導力の向上を図り、今回の学習指導要領の改訂において重視している点が一層英語教師等に伝わるよう、文部科学省において全国の教師等に向けた大規模なオンライン研修を実施してはどうか
- また、今後、国が指導において参考となる動画や資料を作成する際には、自治体の教員研修等においてそのまま活用しうること念頭に作成してはどうか
- 特に、小学校を対象としたものについては、学級担任や専科教員それぞれのニーズに応じたものとなるよう、十分に配慮してはどうか

(3) ALTとの連携

- ALTとの効果的な連携の在り方について、参考となる動画や資料を作成、提供してはどうか

3. 英語を使う機会の充実の在り方

- これまで本WGで議論してきた以下の方向性を通して、英語を使う機会の充実を図ってはどうか
 - ・ AI時代に英語を学ぶ動機付けを高める機会を授業内外で多層的に充実する観点から、先行事例の成果を共有し、各地方における取組を積極的に推進してはどうか (第2回で議論)
 - ・ デジタル学習基盤の活用を学習指導要領に明記するにあたり、AIの適切な活用も有効である旨も明示的に位置づけることにより、英語を使う練習量の増加を図るべきではないか (第9回で議論)

ALTが生徒の英語力に与える効果

- ALTの参画に関わるほぼすべての活動で効果が見られたが、特に**ALTの授業内での活動**（例：ALTが生徒の発言にフィードバックする活動等）は、生徒の英語力に効果
- 生徒が**ALTが生徒の発言にフィードバックすることが、指導上も重要**

【グラフの見方】

例えば、ALTによる「生徒の発言や作文等に対するコメント・フィードバック」の実施状況が一段階高い学校は
（例：「50～75%の授業」→「75%以上の授業」）、CEFR A1以上割合が1.18%高い

- 4: 75%以上の授業で実施
3: 50～70%の授業で実施
2: 25～50%の授業で実施
1: 25%未満の授業で実施
0: 実施していない

生徒の発言や作文等に対するコメント・フィードバック

1.18 %高い

やり取り・発表のモデル提示

0.99 %高い

パフォーマンステスト等の補助

0.76 %高い

生徒のやり取りの相手

0.66 %高い

発音のモデル・発音指導

0.56 %高い

ALT
(授業内)

枠間では数値の大きさの比較はできない

【グラフの見方】

例えば、ALTによる「一定の目的を持った授業外での教育活動」の実施状況が一段階高い学校は
（例：「半年に1回以上」→「月1回以上」）、CEFR A1以上割合が0.92%高い

- 4: 週1回以上
3: 月1回以上
2: 半年に1回以上
1: 年1回以上
0: 実施していない

一定の目的を持った授業外での教育活動

0.92 %高い

英語の授業以外の授業や学校行事での生徒との交流

0.52 %高い

ALT
(授業外)

※ R5英語教育実施状況調査とR5全国学力・学習状況調査を活用し、ICT・ALTの活用等がCEFR A1レベル相当以上を達成した中学生の割合の向上に与える効果を分析。具体的には、R5全国学力・学習状況調査の英語に関する項目のうち、CEFR A1以上割合の予測に有効であった5つの要素：正答率_英語（聞く、読む、書く）、正答率_英語（話す）、生徒_英語への関心等4項目（生徒質問紙59～62）平均、生徒_言語活動7項目（生徒質問紙66～72）平均、学校_言語活動7項目（学校質問紙59～65）平均を統制変数とした上で、R5英語教育実施状況調査における各項目を独立変数に投入する階層的重回帰分析を用いて検討（正答率は第3学年4月の状況、その他は第2学年までの学習・指導状況。）。

※ 数値（非標準化係数）が大きいほど生徒の英語力に与える影響が大きい。それぞれの活動の取組状況への回答が一段階高い学校は、CEFR A1割合がその数値分高いことを意味する。上記はすべて5%水準で有意。

なお、キーボード入力等で書く活動の数値は0.25であった。

※ 各枠内は回答単位が同一のため比較可能だが、枠間では比較はできない。

※ 学校単位（中学校第3学年の生徒数21名以上）で分析。

ALT等が授業の半分以上参画している学校の割合は増加している

ALT等が参画する時数割合	令和5年度	令和6年度
75～100%	2.9%	4.3%
50～74%	7.9%	9.2%
25～49%	29.0%	31.8%
1～24%	58.5%	52.9%
0%	1.8%	1.8%

具体的な参画の内容	ALT等が参画した学科の割合
①教師とのやり取りを生徒に示すやり取り・発表のモデル提示	96.1%
②パフォーマンステスト等の補助	85.7%
③生徒のやり取りの相手	96.0%
④発音のモデル・発音指導	94.6%
⑤生徒の発言や作文等に対するコメント・フィードバック	94.1%
⑥英語の授業以外の授業や学校行事での生徒との交流	74.8%
⑦授業外での教育活動のうち、定期的実施する活動 (例：部活動、個別の英会話練習、異文化理解のための学習)	70.3%
⑧授業外での教育活動のうち、不定期に実施する活動 (例：ディベート大会、スピーチ大会等に向けた指導)	54.1%

※割合の合計は、小数点第2位切り上げ前の数字を合計して算出しているため、小数点切り上げ後の割合の和と一致しないことがある。
(出典) 令和6年度英語教育実施状況調査

AI時代に外国語を必修とする「本質的意義」の再整理 (Ver. 3)

— 自らの人生を舵取りできる、多様な他者と協働できる資質・能力への貢献の観点から —

1. 言葉、文化、コミュニケーションへの深い理解を育むこと

● 異なる言語・文化への理解を促す

- 自らと異なる他者の言語や文化等との接触・理解・共感・受容
- 言語習得の困難の経験による外国人や日本語学習者の立場・心情の理解
 - ➔ 以上が相まって、多様な主張や価値観への寛容性を生み、多様性の包摂や多文化共生に対する理解を促す可能性

● 母語や自国の文化のメタ認知を促す

- 外国語と対比されることにより、母語の特徴や良さの認知に繋がる
- 外国の文化と対比されることにより、自国の文化への理解が深まる
- 外国人に伝えるため、自国の歴史・文化を学ぶ動機付けが促される

● コミュニケーションへの深い理解を促す

- 言語や文化のメタ認知やコミュニケーション等の経験を通じた相手意識の向上
 - ・相手の言葉や意図の受け止め方 (聞く・読む)
 - ・相手や相手の文化への配慮、コミュニケーションの目的、場面や状況等に応じた表現、自分の言葉の分かりやすさ (「やさしい日本語」にも繋がる) (話す・書く)
- 伝わらないもどかさや失敗を乗り越えるレジリエンスや伝わることによる自己肯定感等の高まり、それらを行き来する経験
- ノンバーバル・コミュニケーションの重要性の理解や表現方法の工夫 (アイコンタクト、間の取り方、身振り・手振り等)
 - ➔ 以上が相まって、翻訳ツール等によるやり取りを超えた、生身の身体を有する人間同士のリアルなコミュニケーションへの関心・意欲を促す可能性

2. 自分の考えが磨かれて思考が深まる、人間関係が豊かになること

● 外国語を介して、自分の考え・意見の形成・整理が促進される

- 外国語を通じて流通する多様な主張や価値観、感性への接触・受容
- 外国語で対話・協働するために、普段から自分の考え・意見を整理したり、外国語ならではの論理展開で伝える意識が向上する
- 外国人に伝えるため、自国の歴史・文化を学ぶ動機付けが促される (再掲)
 - ➔ アウトプットを意識した効果的インプットや論理的思考力の伸長を促す可能性

● 人間関係の質・量が豊かになり、得られる情報も増える

- 世界中の様々な人々と直接つながり、信頼関係の構築が可能となる
- 人間同士のリアルなコミュニケーションにより、翻訳やAIを介する場合と比べて得られる情報が格段に広がり、多面的視野に繋がる
- 異なる言語でのコミュニケーションを通じて新たな自分を発見できたり、より広い視野から自分の好き・得意を考えたり、複言語・複文化の強みを生かして将来の選択肢が広がる可能性も

※現在のAI技術を前提とした場合ではあるが、AIにより手軽に翻訳・通訳が可能となる中であっても、出力の正確性・適切性を批判的に検討したり、ツールの力も使いつつも、リアルなコミュニケーションを行ったりするためには相応の英語力が必要という視点や、外国語によるコミュニケーションのためにAI技術を効果的に活用する力が必要という視点もある

※これらは外国語を学校教育で必修とすることの意義を卒業後も継続的に学習した場合も想定しながら整理したものであり、これらの全てが、全ての児童生徒において、初等中等教育の過程で高いレベルで発現すると考えているものではない

※AI技術が今後も予想を超える速さで進歩することを踏まえると、AIに代替されるべきではない、人間に残したい部分は何かを重視する必要 (下線部分)

よりよい社会
(社会のウェルビーイング)

- 多様性の包摂、国内外の多様な他者との共生・共創
- グローバルな視点・情報を駆使した価値創造・課題解決
- 持続可能な民主主義・平和な社会の構築

幸福な人生
(個人のウェルビーイング)

- 国内外の多様な他者と直に意思疎通できる安心感・自信、豊かな人間関係
- 言葉の壁や国境を越えて自らの人生を舵取り (進学・留学・就職)
- 思考の多様性・柔軟性、価値観の再構築

英語運用能力に関する社会全体の課題と学校教育における対応の方向 (Ver.2)

社会の期待・認識

ギャップを少しでも埋めるためにできることは？

学校で改善できること



10年も習ったのに
英語が話せるようにならない...

コミュニケーション重視の授業
改善を行ってきているが...



ギャップが生まれる背景

- **必要な学習時間は到達したい水準で異なり、学校教育だけでは時間に限界**

(英語話者が日本語の一般的な専門能力を身につけるために必要な授業時間数は2,200時間^{*}。日本の小中高の外国語の授業時間は600~1,000時間程度。)

- **高校卒業後の伸びが少なく、学習を継続していても具体的な目標設定や学習方略がない場合が多い**

(英語の学び方がわからず、自分の目標との関係で習得すべき語彙や、どのような学習がどれだけ必要なかが意識されていない。関連して、大学教育を通じても外国語を使う力が身に付いたと実感できていないとの調査結果も。)

- **英語を頻繁に使わざるを得ない環境がなく、社会全体で切迫感や学習動機が弱い**

(学校で学んだことを学校外で自然に使う機会はほとんどない社会的環境が言語習得の観点で不利であるとの共通認識が必要。AIの発展により、学習動機は更に弱まる可能性。)

- **「英語が話せない」原因は「英語で伝える内容が十分整理されていない」等の場合も**

(自分の意見が母語で十分言語化されていない、国際交流で必須となる自分の国や地域に関する発信型インプットが少ない、自分の考えを伝えるのが苦手)

- **学校英語 = 受験英語 = 使えない英語との社会の認識**

(コミュニケーション重視の授業改善を図ってきており、大学入試も変わってきているが、効果的な指導法がわからないなど更なる改善の余地。)

学校教育での対応の方向性 (案)

- **目的に応じて多様な到達水準があることや授業時間の限界を踏まえた上で、身に付けたい英語力についての自己イメージを持つことを促してはどうか**

(例: 英語を学ぶ多様な意義の再整理、児童生徒が英語を身に付けたい程度や英語を使用して取り組みたいことについて自己イメージを持つことを意識した活動の充実(キャリア教育との連携を含む) 等)

- **自律的学習者を育てる方向で、授業デザイン・指導方法の改善を図ってはどうか**

(例: 心理的安全性が確保された授業・学校づくり、AIも活用した「恥ずかしがらない」練習量の大幅な増加、AIを活用した児童生徒に応じた教材作成、第二言語習得や学習科学の知見の活用、家庭学習との効果的な連携、継続学習を可能とする学習方略 等)

- **AI時代に英語を学ぶ動機付けを高める機会を授業内外で多層的に充実する観点から、先行事例の成果を共有し、各地方における取組を積極的に推進してはどうか**

(例: 教師・ALT等の連携促進、国内外の英語を使う人との交流、英語キャンプ、海外校との交流、英語での探究、海外留学 等)
※教育委員会と首長部局との連携を含む

- **英語で伝えたい内容を個々の児童生徒が育む活動を充実してはどうか**

(例: AIや学校内外での交流機会を活用しつつ、自分が本当に伝えたいことや自分が生まれ育った国・地域のことを伝える活動の強化、英語に限らない教育課程全体で自分の意見を根拠に基づいて説明する活動の徹底 等)

授業時間の
制約

卒業後の
学習状況

社会環境・社会の認識

^{*} U.S. Department of STATE, FOREIGN SERVICE INSTITUTEのHP (Foreign Language Training - United States Department of State)
なお、英語を母語とする子供は4歳(±17,520時間)までに基本的な文法知識を習得すると書かれている。
Brown, S., & Larson-Hall, J. (2012). *Second language acquisition myths: Applying second language research to classroom teaching*. University of Michigan Press ELT.
中田達也. (2023). 最新の第二言語習得研究に基づく「究極の英語学習法」. KADOKAWA.



「多様な外国語」について

【現状と課題】

1. 現状

- 令和5年度に高等学校等において英語以外の外国語科目を開設している学校は603校（約9.6%）であり、延べ43,197人（約1.4%）が16言語を学んでいる
- また、英語以外の言語も学びたい高3は約6割とのデータもあり、多様な外国語を学ぶニーズが一定程度存在している
- 文部科学省では平成29年度から委託事業を通じて、多様な外国語のカリキュラム開発や教材開発等を行ってきた

2. 課題

- 高等学校での英語以外の外国語の指導は、指導の専門性の高さも相まって、非常勤講師が担っている場合が多く、複数の学校を掛け持ちしながら指導している事例もある等、英語と比べて組織的に授業研究や教材研究を実施することが難しいとの指摘がある
- また、地域によっては英語以外の外国語科目を設置している学校が限られているため、教育委員会等において研修が実施しにくく、教師の指導力の向上が図りにくいことが課題
- 加えて、生徒が学んでいる言語を実際に使用する機会や同じ言語を学んでいる生徒同士の交流機会等が限られているとの指摘もあり、多様な外国語の学びの質の充実も課題
- 国内には各言語の教育や普及に携わる専門機関があり、日本の高校生等にとっても有益な指導法や教材の知見、当該言語の話者との交流機会の情報があるものの、それらが必ずしも各学校の指導者や学習者に届いていない可能性
- また、多様な外国語を専門としている大学においては、小中学生も対象とした教材を無料で公開している場合がある一方、多様な言語等の学びの充実につながるリソースが集約されていない

【方向性と具体的論点（案）】

1. 英語以外の外国語の開設状況の共有

- 文部科学省では、英語以外の外国語の開設状況等を隔年で調査しているが、同じ外国語を学んでいる学校同士の連携や、各学校と各言語の専門機関等との連携が促進されることを促すため、以下を基本的実施することとしてはどうか
 - ①開設している言語と学校名の公表
 - ②同じ外国語を開設している学校同士内の共有
 - ③当該外国語の専門機関等との共有

2. 学校と各言語の専門機関等との連携促進

- 上記に加え、各言語の専門機関や在京大使館、関係団体の協力を得ながら、教師の指導力向上や同じ言語を学んでいる生徒同士の交流を促進するための方策やオンラインにより多様な外国語の履修を可能とする講座の開設等の可能性について検討してはどうか

3. その他

- 文部科学省では、英語教育におけるAI活用の実証事業を実施しているが、英語以外の外国語もAI活用を実証できるよう、対象に含めてはどうか
- 多様な外国語を専門としている大学が公表している教材等、各学校における多様な外国語の学びの充実に役立つ資料を収集し、公表してはどうか。その際、小中学校においても多様な外国語を扱う際に役立つ視点も踏まえて収集・公表してはどうか
- また現行では、「海外から帰国した生徒や外国人の生徒の指導」に関し、帰国生徒や外国人生徒、外国につながる生徒の「外国語の能力などの特性を、本人の各教科等の学習に生かすことができるよう配慮することが大切である」旨が総則の解説のみに示されているが、外国語の解説においても同様に示してはどうか

高等学校等における多様な外国語教育の設置状況①

- 英語以外の外国語の科目を設置している高等学校等はR5年度で603校（R3年度から4校減）
- 総言語数は16言語であり、言語別に多い順から中国語、韓国・朝鮮語、フランス語、スペイン語、ドイツ語

	学校数 (実数)	言語数	中国語	韓国・朝鮮語	フランス語	スペイン語	ドイツ語	その他	計 (延べ数)
公立	406校	12言語	9,698人	9,729人	2,570人	2,048人	1,037人	613人	25,695人
			(330校)	(256校)	(101校)	(73校)	(56校)	(40校)	(856校)
私立	193校	12言語	7,177人	3,518人	4,062人	832人	1,337人	294人	17,220人
			(117校)	(88校)	(83校)	(33校)	(39校)	(18校)	(377校)
国立	4校	6言語	61人	17人	62人	56人	33人	53人	282人
			(2校)	(1校)	(3校)	(1校)	(3校)	(2校)	(12校)
計	603校	16言語	16,936人	13,264人	6,694人	2,936人	2,407人	960人	43,197人
			(449校)	(344校)	(187校)	(107校)	(98校)	(60校)	(1,245校)

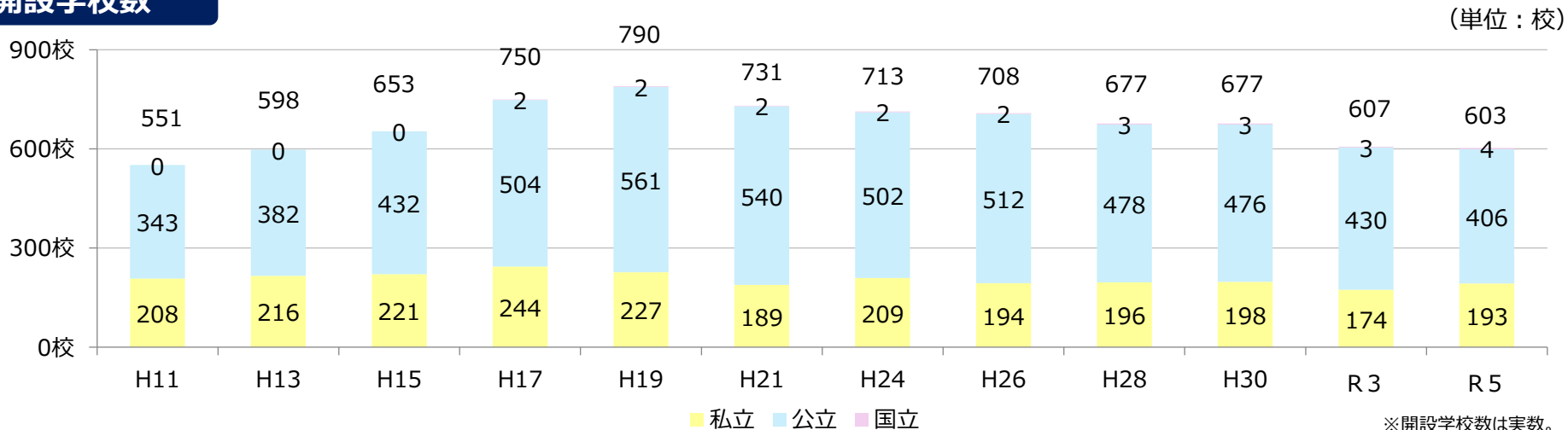
※H11～15は私立及び公立のみ調査対象としている。

※16言語の内訳

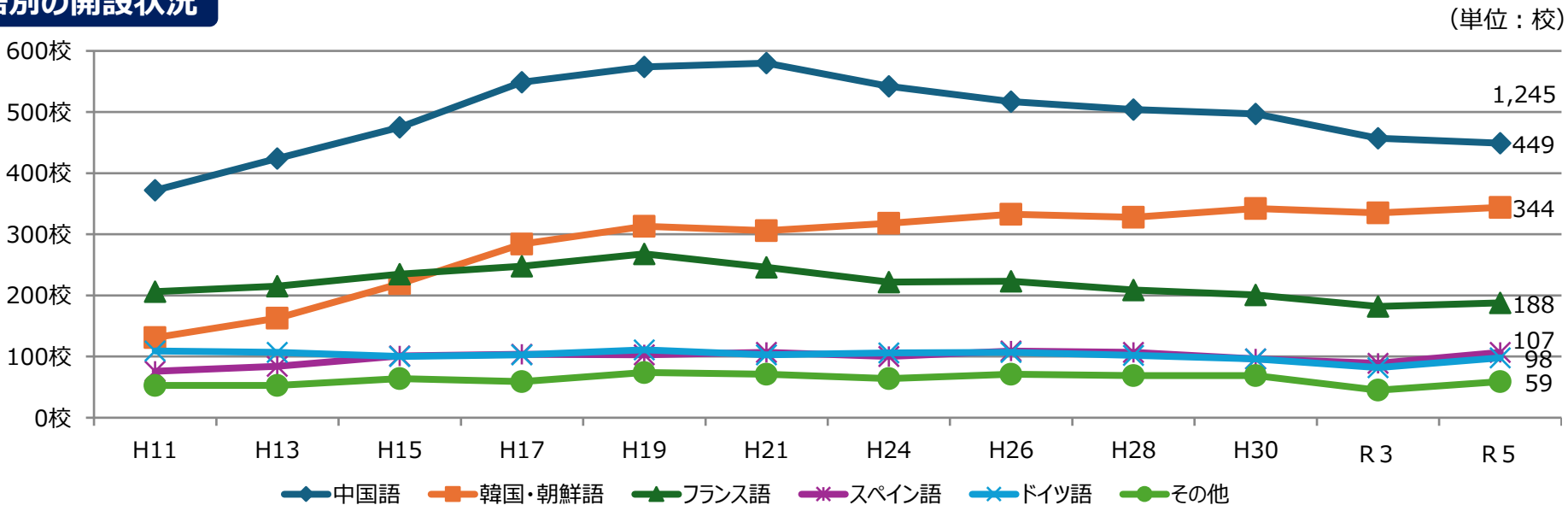
中国語、韓国・朝鮮語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、ロシア語、イタリア語、ポルトガル語、インドネシア語、アラビア語、ラテン語、タイ語、モンゴル語、ヘブライ語、タガログ語、スウェーデン語

(出典)「令和5年度 高等学校等における国際交流等の状況について」

開設学校数



言語別の開設状況



※H11～15は私立及び公立のみ調査対象としている。
 (出典)「令和5年度 高等学校等における国際交流等の状況について」

小中学校等における多様な外国語教育の設置状況

中学校

	学校数 (実数)	言語数	フランス語	中国語	韓国・朝鮮語	スペイン語	ドイツ語	その他	計 (延べ数)
公立	8校	6言語	75人	336人	10人	87人	51人	25人	584人
			(1校)	(5校)	(1校)	(1校)	(1校)	(1校)	(10校)
私立	25校	5言語	2,434人	404人	265人	82人	59人	0	3,244人
			(14校)	(10校)	(9校)	(3校)	(3校)	0	(39校)
国立	0校	0	0	0	0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0	0	0
計	33校	6言語	2,509人	740人	275人	169人	110人	25人	3,838人
			(15校)	(15校)	(10校)	(4校)	(4校)	(1校)	(49校)

※「その他」の言語は不明

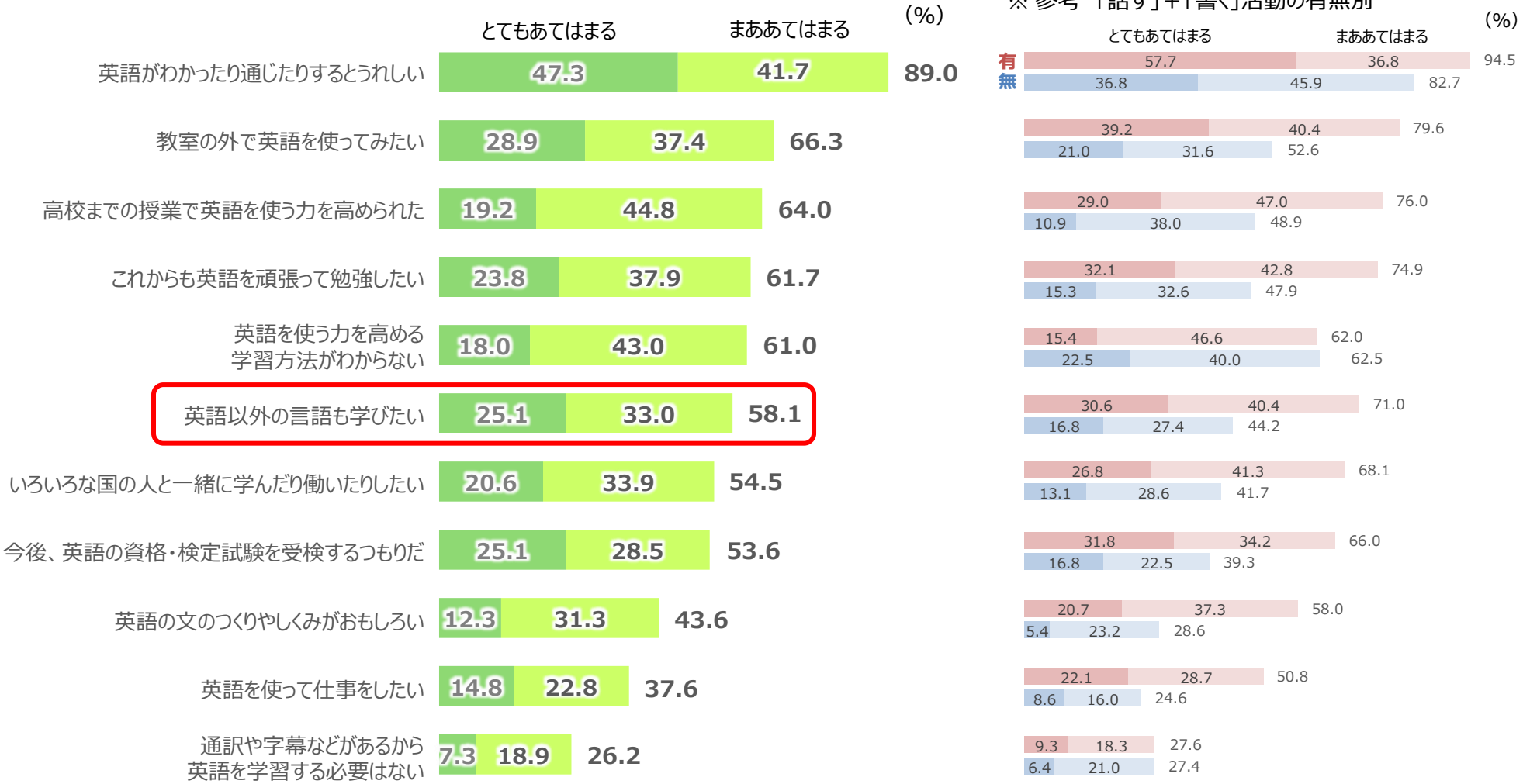
小学校

	学校数 (実数)	言語数	フランス語	韓国・朝鮮語	中国語	トルコ語	計 (延べ数)
公立	4校	2言語	0	563人	113人	0	676人
			0	(2校)	(3校)	0	(5校)
私立	9校	4言語	1,491人	299人	224人	38人	2,052人
			(3校)	(3校)	(3校)	(1校)	(10校)
国立	0校	0	0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0
計	13校	4言語	1,491人	862人	337人	38人	2,728人
			(3校)	(5校)	(6校)	(1校)	(13校)

英語以外の言語も学びたい高3生は約6割

英語や英語学習に関することについて教えてください

※ 参考 「話す」+「書く」活動の有無別



有 無

21.0 31.6 45.9 82.7

10.9 38.0 48.9 76.0

15.3 32.6 47.9 74.9

22.5 40.0 62.5

16.8 27.4 44.2 71.0

13.1 28.6 41.7 68.1

16.8 22.5 39.3 66.0

5.4 23.2 28.6 58.0

8.6 16.0 24.6 50.8

6.4 21.0 27.4 27.6

※高3生に対して2021年3~4月に実施。
 ※「英語がわかったり通じたりするとうれしい」「教室の外で英語を使ってみたい」の項目は「ともあてはまる」+「まああてはまる」の%。それ以外の項目は、「とてもそう思う」+「まあそう思う」の%。
 ※授業で「話す」「書く」活動についてどちらも「していた（よく+ときどき）」と回答した群（421名）を「話す」+「書く」活動をしていた群、どちらも「していなかった（あまり+まったく）」と回答した（405名）群を「話す」+「書く」活動をしていなかった群としている。

多様な外国語教育の推進

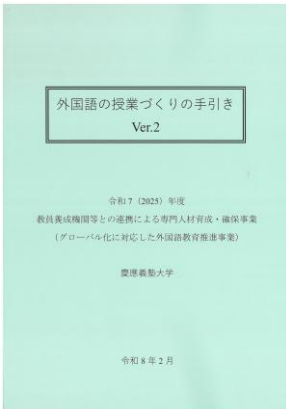
- 文部科学省では、多様な外国語教育を担う教師の指導力向上に資するよう、「グローバル化に対応した多様な外国語教育推進事業」を実施。
- 本事業においては、教員養成機関や外国語教育の専門性を有する大学等が、多様な外国語教育を行う小・中・高等学校等と連携して、各言語に関する授業づくりや評価に関する指針等の作成、指導資料・教材等の開発等を実施。
- R7年度に採択された学校法人慶應義塾、学校法人早稲田大学においては、以下の取組を実施。

外国語の授業づくりの手引き (学校法人慶應義塾)

- 中国語、韓国語、フランス語、スペイン語、ドイツ語を中心として、学習指導要領を踏まえた授業づくりの参考となるように「外国語の授業づくりの手引き」を作成（R5年度に試行版を作成し、R6年度にVer.1、R7年度にVer.2として改訂）。
- 「外国語の授業づくりの手引き Ver.2」では、複数の外国語を学ぶ意義を整理するとともに、「高校初修外国語の見方・考え方」を提案。また、単元指導案の様式を開発するとともに、授業づくりの方法として、逆向き設計やパフォーマンス課題、文化や社会の扱い方、観点別学習状況評価について紹介。これらを踏まえて作成・実践された単元指導案（5言語）も掲載。

「高校初修外国語の見方・考え方」

- ① 外国語、およびそれとむすびついた文化について、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、目的・場面・状況等に応じて情報や考えなどを形成・整理・再構築し、外国語で表現し伝え合うことによって、よりよい人間関係の形成、社会への参画および自己の実現をしようとする。
- ② 手持ちの言語知識を使ったり、人の助けを借りたりすることで、コミュニケーションをはかることができることに着目して捉え、そうした手段を活用して、積極的に他者とコミュニケーションを取ろうとする態度を養成すること。
- ③ 言語・文化の多様性に着目して捉え、目標言語や既習言語・自言語、およびそれとむすびついた文化について、多面的・多角的に見たり、自分で「気づき」を得たりする。
- ④ 生涯にわたる豊かなことばの学びを実現する観点からことばの学びの価値や特性に着目して捉え、自らの課題を発見する力、「学び」の学びやメタ認知能力を養い、自律的学習者になること。



「外国語の授業づくりの手引き Ver.2」

フランス語の学習指針、教材「En Projet」 (学校法人早稲田大学)

- フランス語教育を担う教師の授業づくりの参考となるよう、学習指導要領を踏まえて「フランス語の学習指針」を作成（H29年度にver.0.1が作成され、R1年度にver.1、R3年度にver2.0として改訂）。
- フランス語の学習指針に基づいて、異文化理解や他教科と連携した内容を重視した教材「En Projet」を開発。
- 開発された教材に基づいて、複数の学校において授業実践を行い、教材の見直しを実施。「話すこと」をより教育効果の高い活動に改善する等、より適切で汎用性が高い教材に更新。



「フランス語の学習指針 -ver.2.0-」



「En Projet [アン・プロジェクト]」

多様な外国語の取り組み事例（奈良県立国際高等学校）

1. 学校概要、スクール・ミッション

【学校概要】 併設型中高一貫校で、高等学校は令和2年、中学校は令和5年に開校。高等学校は国際科のみの単科高校で各学年3クラス編成。生徒数は323名（令和8年度4月時点）。

【スクールミッション】 「多様な人々との積極的なコミュニケーションを通して、グローバルな視野で物事を捉え、国際社会の平和と発展に貢献する資質・能力を育成する」をスクールミッションとしている。6つの力（探究力、創造力、協働力、寛容さ、挑戦力、キャリアデザイン力）を育成するため、国際バカロレア（IB）ワールドスクール（MYP、DP）、ユネスコスクール、WWLコンソーシアム構築支援事業拠点校（R3-R7）、DXハイスクール（R8）として、取り組みを進めている。

2. 多様な外国語の開設・履修状況

- 「世界の言語」開設のねらい
 - 【複言語】 複数言語の並行学習により、メタ認知能力と言語学習能力そのものを育成し、日本語・英語を含むあらゆる言語の能力向上に役立てる。
 - 【複文化】 多様な文化に触れ、自身の中の多元性に気づき、それを自分の一部として受け入れることで、他者と共生するための複眼的かつ寛容な態度を養う。
- 履修状況
 - 1年生必修：中国語・韓国語・フランス語・ドイツ語・スペイン語を各8時間ずつ全員が学ぶ。（日本初）
 - 2年生必修：1言語を選択、ネイティブ教員とのTTで学ぶ。各言語圏の高校生と学期に一回はオンライン、対面で交流を行う。
 - 3年生選択：2年で履修した言語について、発展的に学ぶ。多言語の学びから進路選択をする生徒も。

3. 多様な外国語を学ぶ意義

● 生徒の声

“たくさんの人と交流できたことがとても楽しかった。また、英語でも日本語でもない言語を学ぶことで英語や日本語との違いがわかるのが楽しかった。”

“スペイン語に興味をもち、またスペインの文化についても興味をもつことが出来た。そして大学でもスペイン語を学ぶことが決まり、私の人生を変えた授業だった。”



● 教師の思い

“生徒の複数の言語学習を通して開かれた物の見方は、世界や異なった価値観を持った人を偏見なく理解するために不可欠であると思う。”

“世界の言語の学びによって、生徒が多様な価値観に触れ、それらを少しでも理解しようとする意欲を養うことができた。”



多様な外国語の取り組み事例（神奈川県立藤沢総合高等学校）

1. 学校概要、スクール・ミッション

- 【学校概要】 平成16年に再編統合によって開校した単位制による全日制課程の総合学科高校。2学期制（セメスター制）であり、生徒数は814名（令和7年度時点）。
- 【スクールミッション】 全日制の課程単位制総合学科を設置する高校として、多様な科目の中から生徒が主体的に科目選択し、進路希望等に応じた学習をするという総合学科の特質を生かした適切な教育課程を編成する。自ら課題を発見して解決を図る力や論理的思考力を育み、主体的に学ぶ意欲を高めることをめざした不断の授業改善を実施する等、教育活動の充実に取り組む。

2. 多様な外国語の開設・履修状況

- 開設状況
 - スペイン語入門・スペイン語発展、中国語入門・中国語発展、ハングル入門・ハングル発展を開設している（各2単位）。
 - 開校当初よりスペイン語、中国語は総合学科高校としての多彩な学びとして開設され、令和4年度より生徒の学習ニーズに応えるべくハングル入門・発展が開設された。
- 履修状況（令和7年度実績・いずれも2・3年次生）
 - 基礎科目である入門は、スペイン語が43名、中国語が42名、ハングルが77名の計162名が履修した。
 - 応用科目である発展は、スペイン語が26名、中国語が26名、ハングルが75名の計127名が履修した。

3. 多様な外国語を学ぶ意義

- 生徒の声
 - “中国語入門の授業を受けてみて、言語としての面白さと難しさの両方を知ることができた。今後は基礎的な発音や単語をしっかり身につけ、日常会話に少しずつ挑戦していきたい。中国語入門の授業は、自分にとって新しい学びの世界を広げてくれる貴重な経験になったと思う。”
 - “スペイン語と英語で単語が似ているものがあり、英語よりも発音はしやすかった。他の言語以上に楽しく学ぶことができた。せっかく少しできるようになったスペイン語をここで終わりにせず、これからも学んでいきたい。ヨーロッパに行きたいので現地で役立たせたい。”

- 教師の思い
 - 多様な外国語を学習した生徒は、多文化や多言語を学ぶことの障壁が低くなり、新たな言語を学ぶ意欲が高まる傾向にあると感じている。本校の事例としても、中国語を履修した後に、スペイン語、ハングルを履修する生徒も少なくない。
 - また、英語の学習が苦手と感じている生徒が、英語以外の多様な外国語を学習した際に、「苦手と感じずに想像以上に楽しく学習することができた」という声もある。多様な外国語の学習と英語の学習とを無意識に比較しているようである。

未知の言語を学ぶことを通じて、生徒は自然と視野が広がり、外国文化への興味関心、言語学習の意欲が高まっていると実感している。これこそが高等学校で多様な外国語を学ぶ意義であり、このような生徒が一人でも多くなることを願っている。

中国語授業風景
（ゲスト講師を招いて実際に中国語を用いている様子）




大学入学共通テストにおける英語以外の外国語について

英語以外の外国語（『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』、『韓国語』）

- 英語以外の外国語については、『筆記』テストを課し、「リスニング」テストは実施しないが、以下のように可能な限り外国語によるコミュニケーション力を評価する。
 - コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、情報や考えなどの概要や要点、詳細、話し手や書き手の意図などを的確に理解する力を引き続き重視する。
 - 併せて、高等学校において、「聞くこと」・「読むこと」・「話すこと〔やり取り〕」・「発表」・「書くこと」を統合した言語活動の充実が図られることを踏まえ、情報や自分の考えを適切に表現したり伝え合ったりするために、理解した情報や考えを整理したり、何をどのように取り上げるかなどを判断したりする力を重視する。
 - また、コミュニケーションを支える基盤となる知識や技能についても、引き続き評価する。
- 問題は、高等学校学習指導要領「外国語」の目標及び内容等に対応したものとし、CEFR等を参考に作成する。

また、大学教育を受けるために必要な能力を把握できる問題とするが、高等学校において英語以外の外国語を初めて履修する者もいることも考慮し、多様な入学志願者の学力を適切に識別できるようにする。

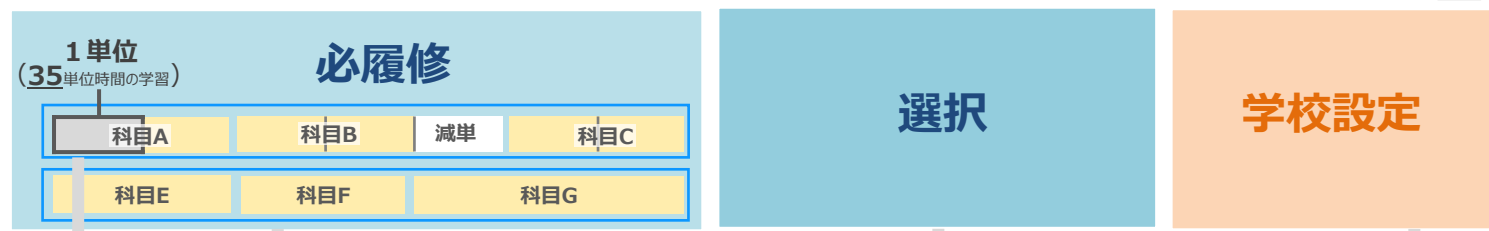


**(参考) 令和8年2月19日
総則・評価特別部会 (第6回) 資料**

各項目の検討の方向性

高等学校の教育課程の柔軟化に関し検討が必要な事項の全体像

(週当たり授業コマ数)



2 単位の計算方法について
具体的にどのような見直しを行うか

1 科目の組み替えの具体的な
内容や要件をどのようにするか

5 その他柔軟な教育課程の促進策として、
① 学校設定教科・科目の単位数上限の
在り方をどう考えるか
② 週当たり授業時数の示し方をどうするか



3 各科目の単位数を一層
柔軟に設定できるように
するためどのような方策が必要か
(減単の在り方)

4 科目の履修免除の具体的な要件、
対象科目、運用をどのようにするか

6 これらの仕組みの不適切な運用を防ぎ、
国・都道府県等・各学校が必要に
応じて改善を図り、質を確保する仕組
みをどのように設けるか



①多様性・共通性の双方を重視しつつ特色化・魅力化を推進する視点

- 高等学校は、義務教育の基礎の上に、生徒の進路等に応じて高度な普通教育・専門教育を実施するという目的を持つ。
- こうした目的を踏まえ、これまで全ての生徒が共通して学ぶ必修科目と、生徒が興味・関心や進路希望に学ぶ選択科目を設けるとともに、「学校設定教科・科目」の開設や「学校外の学修の単位認定」を広く認めるなど、各学校の創意工夫を凝らした教育課程編成や生徒の多様な学習成果を認める仕組みも整えてきた。
- 今回の検討においては、新たな時代に相応しい多様性と共通性のバランスを図りつつ、こうした教育課程上の創意工夫の幅を一層拡充し、特色化・魅力化の可能性を最大限追求する必要がある。

②多様な生徒一人一人に応じる視点

- 少子化に伴い統廃合が進む中、多くの高等学校において、在籍する生徒の多様性が増しており、学力水準や進路希望も多様になっている。こうした中、現行の仕組みの中では、生徒の多様なニーズに応じたきめ細かな対応が難しくなっている。
- 多様な子供一人一人がキャリアや進路に応じて科目を選択しながら主体的に学ぶ中で、個性・特性に応じた「好き」を見つけ、「得意」を伸ばすことに繋がる柔軟な教育課程の在り方が一層求められている。

③学校教育を通じて社会変化を牽引する人材育成を進める視点

- 生成AIが牽引する社会の急速なデジタル化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化等が同時並行的に進む中、これまでの進路動向・人材供給傾向が続けば、地域のエッセンシャルワーカーやイノベーションを牽引する専門的技術者が不足し、定型的な業務を担う事務職は余剰となるなど、大規模な「労働力需給ギャップ」も予測されている。
(P30参照)
- こうした状況を踏まえ、各高等学校及び設置者においては、これまでの社会システムの継続を所与の前提とするのではなく、近未来の労働市場や社会の在り方も見据えつつ、学校や地域の特性を活かして探究的・実践的な学習内容を充実させるなど、教育課程を大胆に改革していくことが求められている。
- こうした視点からの学校改革は、学校教育を「起点」として、社会課題の解決や社会経済の発展等につながる動きを生み出し、同時に生徒の自己実現に繋がるものとして丁寧にデザインされることにより、①・②とも相補的なものになると考えられる（よりよい学校教育を通じてより良い社会への移行を図ることができる）。
- そうした各学校の大胆な改革を支援するため、文部科学省では「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」の策定や、「高等学校教育改革促進基金」の創設などに取り組んでいるところ。これらの施策を最大限活用しつつ、各学校が特色ある教育課程を最大の「強み」として捉え、「攻め」の教育課程編成ができるよう、学習指導要領等を通じて学校を後押しする基盤を整えることが重要。
(P31～33参照)

- これらの前提を踏まえつつ、研究開発学校・教育課程特例校、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）、ワールドワイドラーニング（WWL）等を通じた様々な教育課程の工夫の実践の蓄積や、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、グラデュエーション・ポリシーに基づく学校の特色化・魅力化を図るこれまでの学校改革の努力を土台として、それらをさらに実質化・発展させるための仕組みを具体的に検討する。

1 科目の柔軟な組み替えの具体的な内容・要件

(検討事項)

- 企画特別部会の論点整理においては、各学校が生徒の実態等に応じた柔軟な教育課程編成を可能とするため、必履修を含む科目の履修の一部又は全部を、一定の要件の下、同一教科の他科目や学校設定科目等で取り扱うことを可能とする方向性を示した。
- この点については、どういった要件の下、何を可能とするか具体的に検討が必要。

(科目の柔軟な組み替えで可能とする具体的な内容)

- 現在、高等学校の教科・科目は概ね以下のような類型となっている。
 - ①各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間（いわゆる共通教科・科目等）
 - ②主として専門学科において開設される各教科・科目（いわゆる専門教科・科目）
 - ③学校設定教科・科目

共通教科等				専門教科		学校設定教科
必履修科目	選択科目	学校設定科目	総合的な探究の時間	科目	学校設定科目	科目

- 各教科・科目については、原則として科目間での内容の移行・入れ替えは認められていない。一方で、教育課程特例校制度等では、内容を全て扱うことなどを前提に、複数科目間での内容の移行・入れ替えを認めており、共通教科等・専門教科・学校設定教科のいずれの教科・科目間での移行・入れ替えにも制限を設けていない。
- こうした現行制度を踏まえ、教育課程特例校のほか、研究開発学校と同様の教育課程の特例を認めているSSH、WWL事業の採択校では、

【必履修＋必履修】、【必履修＋選択】、【総探＋必履修】、【専門＋専門】

など、様々な組み合わせで教科・科目の内容の組み替えを行うとともに、各学校の教育課程の趣旨・目的に即した学校設定教科・科目を設ける等の取組が行われている。

(P34～40参照)

- こうした現行の特例制度における多様な実践の蓄積も踏まえ、いずれの科目の類型間の組み合わせであっても、一定の要件の下、各学校の判断において、「各科目内容の一部または全部について他科目への移行・統合」を可能とすることについてどのように考えるか。

- これにより、各学校が生徒の実態に応じて、例えば下記のような多様な取組の展開が期待できるのではないかと。

- 同一教科内の必履修科目や選択科目を一体化した科目を作り、学習内容の重複を避け余白を生み出しつつ、探究的な学びを充実
(例) 物理基礎・化学基礎・生物基礎・地学基礎を組み合わせ、「理科基礎」
化学基礎と化学を組み合わせ、「化学総合」など
- 複数教科に属する科目を組み合わせ、一体的に取り扱う科目を作り、より実社会・実生活における実践的な課題解決に繋がる学びを充実
(例) 論理国語の一部と理数探究を組み合わせ、「アカデミック・プレゼンテーション」など
- 学校の特色を活かした学校設定教科・科目と、共通教科・専門教科の内容を組み合わせることで、学校が目指す資質・能力の育成を一層充実
(例) 公共にグローバルの観点からの趣旨・内容を強化し、「グローバル公共」など
- 学び直し科目と必履修科目を組み合わせ、生徒の基礎学力保障の取組を充実
(例) 数学Ⅰに義務教育段階の学び直しを加え、「数学基礎」など

1 科目の柔軟な組み替えの具体的な内容・要件等

(要件の在り方)

- 一方、高等学校学習指導要領に示す各教科・科目等の内容は、これからの社会で求められる資質・能力を効果的に育成できるよう系統性に配慮して設定されるものであり、それらの柔軟な組み替えを認めていくに当たっては、一定の要件が必要ではないか。
- 具体的には、以下の要件を設定することについてどのように考えるか。(単位数の取扱いについてはP21で検討) また、こうした要件を踏まえ、具体的にどのような科目設定は許容されないか等については、今後の各教科等WGの議論も踏まえつつ検討し、解説やQA等で整理して示すべきではないか。

(科目設定の趣旨に関わるもの)

要件① 組み替え後の科目の実施により、元の教科・科目の目標の趣旨を損なわないこと

学習指導要領で定める各科目それぞれに、当該科目として創設している趣旨・目的がある中で、科目から一部の内容を取り出し他科目に移行し分散して指導することで、当該科目の目標の趣旨を損ねる結果となることは避ける必要があるのではないかと。具体的には、例えば歴史総合は、近現代に関わる世界とその中の日本を広く相互的な視野から捉えること等を科目の目標としており、これを日本史と世界史に分割して指導することは歴史総合の目標の達成が困難となると考えられる。

(質の確保に関わるもの)

要件② 組み替え後の科目の実施を含む教育課程全体として、組み替え前と比較して同様の成果が期待されること

現在においても、同様の成果が認められる場合には、
・外国の高等学校における履修をもって必履修教科・科目等の履修に替える
・専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目等の履修に替える
・理数探究基礎または理数探究の履修をもって総合的な探究の時間の履修に替える
こと等を可能としているところ。こうした点も踏まえ、元の科目の履修と同様の成果が期待できることを求めることが必要ではないか。

(説明責任に関するもの)

要件③ カリキュラム・ポリシーとの関連において、変更部分の趣旨・内容を公表して明らかにし、生徒・保護者等に説明すること

生徒が入学先を決定するに当たっては、当該学校が目指すカリキュラム・ポリシーとの関係において、科目の柔軟な組み替えの内容や趣旨が明確となっていることが必要であるとともに、カリキュラム編成の透明性を高めることで、不適切な取扱いがあった場合に速やかに是正を図ることができる基盤を整える必要があるのではないかと。

(組み替える場合を含めた内容の取扱い方)

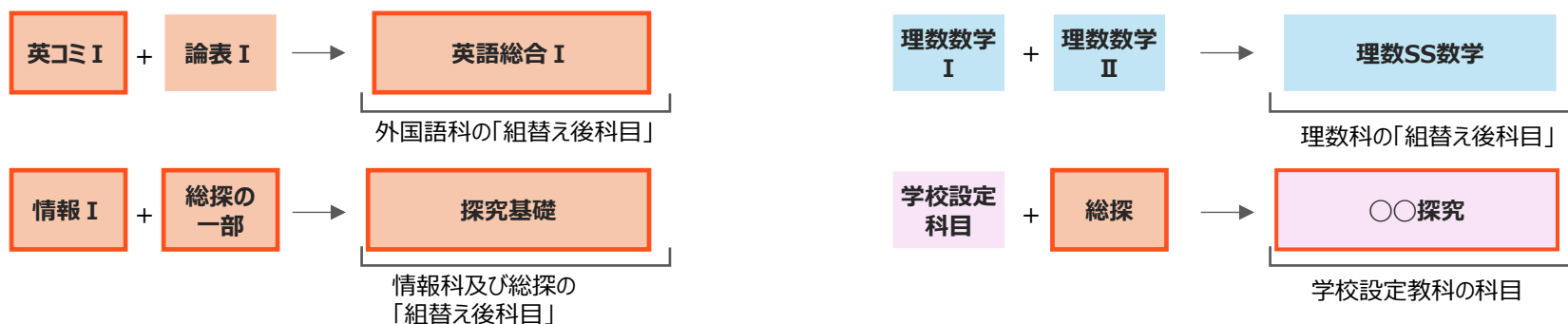
- 企画特別部会の論点整理においては、科目の柔軟な組み替えを行う場合の元の科目の内容の取扱い方として、「元の科目の内容が適切に取り扱われていることとするか」「基礎的・基本的な事項に重点を置くなど内容を選択可能とするか」についても検討すべきと示されている。
- この点、現行制度でも、特に必要がある場合には、各教科・科目の目標の趣旨を損なわない範囲で、各教科・科目の内容について、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど選択して取り扱うことを可能としている。(P41参照)
- この趣旨は、義務教育に比べ高等学校は学校によって生徒の実態が大きく異なることから、生徒の多様な実態を踏まえた内容の取扱いの工夫を認めるものであり、教科・科目の柔軟な組み替えを行う場合であってもその必要性は変わらない。そのため、科目の柔軟な組み替えを行う場合、原則としては元の科目の内容が教育課程全体で適切に取り扱われることが前提となるが、その上で従前同様、生徒の実態を踏まえ特に必要がある場合は、「基礎的・基本的な事項に重点を置くなど内容を選択して扱うことが可能」としてはどうか。
- さらに、企画特別部会においては、科目の目標の趣旨を損なわない範囲で内容を選択的に取り扱う際、「基礎的・基本的な」事項に重点を置く場合ばかりではなく、「探究的・発展的」な事項に重点を置いて選択的に取り扱う場合も考えられる旨の議論もあった。
- 今回の高等学校の単位制の柔軟化は、子供一人一人の多様性に応じるとともに、未来の社会や労働市場の在り方も見据えた改革を支えるものであることを踏まえ、「発展的・探究的な」事項に重点を置いて各科目の内容について選択的に取り扱うことも可能とする方向で検討してはどうか。なお、この際、大学入試対策に過度に傾倒した運用を防ぐ観点から留意が必要。
(例：世界史探究でE(4)地球世界の課題の探究に重点を置く、英語コミュニケーションⅢで「社会的な話題」に重点を置くなど)

1 科目の柔軟な組み替えの具体的な内容・要件等

「組替え後科目」の性質の在り方

- 「各科目内容の一部または全部について他科目への移行・統合」を可能とした場合、内容を受け取る移行・統合先の科目及び内容を減らす移行元となる科目（以下「組替え後科目」という。）について、どのような性質の科目とするかが論点となる。
- 組替え後科目について、全て学校設定教科・科目として取り扱うことも考えられるが、その場合、組替え後科目が全て学習指導要領に定めのある共通教科・専門教科に属する科目（総合的な探究の時間を含む。以下「既存教科・科目」という。）の内容で構成されるものであったとしても学校設定教科・科目として取り扱うこととなる。そうすると、以下の課題も生じる。
 - ✓ 学校設定教科・科目は卒業に必要な単位数に含まれる上限（現行制度では20単位）が定められており、既存教科・科目の内容の組み替えを行った場合、その分学校が特色を活かして設定できる学校設定教科・科目の単位数が少なくなる
 - ✓ 現行の教育課程特例校制度では、既存教科・科目の組み替えについて単位数の上限を設けていないにもかかわらず、組替え後科目について上限設定が存在することとなる
- また、義務教育段階における調整授業時数制度の検討においては、既存教科の組み替えによる新たな教科の創設（教育課程特例校制度で可能としている取組の一般化）については時数の上限を設けない一方、学習指導要領に定めのない事項について新たな教科を創設する場合や裁量的な時間を活用する場合は、一定の時数の上限を設けることとしており、そのこととのバランスを考慮する必要がある。
- こうしたことを踏まえ、既存教科・科目の内容のみで構成される組替え後科目については、学校設定教科・科目とは区別して、「組替え後科目」等と呼称し、その単位数上限は設けないこととするとともに、組替え後科目が学校設定教科・科目の内容を含む場合のみ、学校設定教科・科目として取り扱うこととしてはどうか。
- なお、組替え後科目が必修修教科・科目を含む場合であれば、当該科目は必修修として取り扱うこととしてはどうか。

（現行の特例校での事例等を踏まえた具体的な適用例） ※赤枠は必修修であることを示す



2 単位の計算方法の見直し

(単位計算の方法の見直し)

- 高等学校は単位制を採用しており、**50分の授業を1単位時間(コマ)とし、35コマの授業をもって1単位として計算することを標準**とし、これに基づいて各教科等の履修単位数を決定したり、修得単位の認定を行う仕組みとなっている。
- こうした仕組みは、生徒の多様な科目選択が可能な高等学校において、卒業に必要な履修科目の組み合わせや学習量の計算が煩雑となるのを避け、学校としても教育課程編成が容易となるというメリットもある一方、以下のような課題もある。
 - ✓ 各科目についてきめ細かな学習時間の調整ができない
 - ✓ 35コマ未満のコンパクトな学習内容は単位として認定できない
 - ✓ 学期ごとに柔軟に科目の履修選択を認めるといったことは難しい
- こうした課題は、①で検討したような科目の柔軟な組み替えを可能としたり、生徒の多様なニーズに応じた丁寧な学習量調整を行うことができるようにしていくことを可能としていくに当たっては、大きな課題となりうる。こうしたことなどを踏まえ、企画特別部会では、1単位を細分化(半期での学習をもって1単位と認定。卒業に必要な単位は74単位から148単位となる。)する方針を示したところ。
- その際、現在は35コマの授業をもって1単位として計算しているところ、単位を細分化する場合に1単位をどのように計算するかが課題となる。(具体的には、1単位に必要な単位授業時間を17コマとするのか18コマとするのか)
- この点、高等学校は、高等学校入試への対応が必要なことや、高3の大学入試のために、実質的に授業ができない日もあり、授業日数が義務教育段階よりやや少ない一方、多くの週当たりコマ数を実施している実態に留意が必要。そうした構造の中で、学校行事や祝日等により各教科等の授業が実施できなかった場合に、振替や追加の授業等により年間で35コマの確保に困難が生じやすい実態もある。
- こうした中で、1単位を18コマで計算し、実質的に単位認定に必要な授業時間数が1コマ増加することは、現場の実態と乖離し、運用が困難となる恐れがある。したがって、今般1単位の計算方法を細分化するに当たっては、**50分×17コマの授業をもって1単位とすることを標準**としてはどうか。

※以後便宜的に、現行の単位計算によるものを○**単位**、細分化された新たな単位計算によるものを○**新単位**と記載。

- なお、その場合、現在1年間で35単位時間で指導する内容を**34単位時間を標準として指導することとなるが、このことも踏まえた教科用図書**の分量となるよう、**義務教育段階と同様に教科用図書の精選等**を図っていく必要があるのではないかと。

(3学期制との関係)

- 企画特別部会の論点整理以後、今回の1単位の計算方法の細分化については、(1単位：週1コマ×半期)との記載があったことも踏まえ、2学期制への移行を前提とした仕組みとなるのではないかとの声も聞かれたところ。
- この点について、2学期制を採用している場合は、前期・後期それぞれの授業時間と単位認定に必要な授業時間(1単位17コマ)を揃えやすく、通年のみならず、前期・後期それぞれで柔軟に科目選択の機会を提供することがしやすくなるなどのメリットはある。
- しかしながら、新単位による履修単位数を2の倍数とすることにより、従前と同様の単位数で便宜上運用することも可能であり、3学期制の場合のデメリットとなるものではない。加えて、3学期制である場合でも2週に1度の授業を設ける等により、新単位を活用した科目設定も可能であり、2学期制への移行を前提としたものではないことに留意が必要。

(単位授業時間の柔軟な設定との関係)

- 高等学校が単位授業時間の柔軟な見直しを行いたいと考えた場合、例えば50分授業で45分授業にして同じ授業コマ数とすると、4単位の科目は10%程度授業時数が減少する(結果3.6単位分の学習となる)ところ、端数を切り捨てて3単位分の認定となり、取りこぼしが生じるため、広がりを欠いた。この点、新単位制度は、きめ細かな単位認定が可能となる(例えば、上記の例であれば8新単位が授業時間見直しにより7.2新単位分の学習となり、それを7新単位で認定)ことから、単位授業時間の柔軟な設定を容易にする効果も見込めるため、そうした運用例も示していくことが考えられるのではないかと。

3 各科目の単位数の一層柔軟な設定

(共通教科・科目の単位数)

- 現行学習指導要領では、共通教科・科目及び総合的な探究の時間について標準単位数を定めるとともに、標準より増加して履修単位を設定する場合（増単）や、標準より減じて履修単位を設定する場合（減単）の条件を解説において整理している。（P42参照）

	増単	減単
必履修教科・科目	増単できる場合の例示 ・基礎的な学習内容の定着 ・理解が難しい科目の十分な習得 ・特定の技能等の反復・習熟	○原則減単できない ○いずれの条件も満たす場合のみ減単可能 ・短い時数で科目の目標を実現可能 ・生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し特に必要がある場合 ○標準単位数が2単位である場合は減単不可
それ以外		○原則減単できない ○以下のいずれかの場合のみ減単可能 ・短い時数で教科・科目の目標を実現可能 ・教科・科目の特質から一部の内容項目を取り上げることも可能である旨規定されており、実態に応じやむを得ない場合

- 今回、義務教育段階については、調整授業時数制度を導入し、標準授業時数から一定の割合で減じて授業時数を設定できることとする方向で検討が進んでいる（減ずることで35コマ未満となる教科を除く）。
- 義務教育段階においてこうした検討が進んでいる中、高等学校についても、①で議論した科目の内容の柔軟な組み替えや、②で検討した単位数の計算方法の見直しを実効性あるものとしていくためには、より一層生徒の実態や各学校の教育課程編成のねらい等に応じて柔軟に学習時間を調整できる仕組みとしていく必要があるのではないかと。
- この点について企画特別部会の論点整理においては、「複数科目を一体的に指導する場合、履修単位数を標準より減らすことも可能とすべき」としているが、組替え後科目を含め、各科目の履修単位数の調整の在り方をどうするか課題となる。

(減単に関する基本的な考え方の見直し)

- 標準単位数は、当該科目の目標を達成し、学習指導要領の内容を無理なく指導するのに適切な時間として設定しているものであり、引き続き、**標準の通りに履修単位を設定することを原則とすることに一定の意義があると考えられる。**

- 一方、生徒の多様な実態や、学校の教育課程編成のねらいに応じた様々な教育活動を実現し、教育課程全体として生徒の資質・能力を効果的に育成するために必要であると考えられる場合は、カリキュラム・マネジメントの一環として共通教科の時数を減じ、必要な教育活動を実施するための余白を創出することができるようにすることは意義が大きい。
- したがって、**減単の基本的な考え方として「原則不可」とすることを改め、生徒の実態及び教育課程全体を通じた資質・能力の育成に資すると認められる場合は、一定の限度の下で可能であるという考え方を基本として**はどうか。

(2単位の必履修科目の減単について)

- 現在必履修科目については、標準単位数が2単位である場合は単位数を減じることができないとしているが、これは2単位から単位数を減じた場合1単位となってしまう、半分の時数で目標の実現を図ることは困難と考えてきたことによる。
- 一方、今回単位の計算方法の見直しによって、2単位科目については4新単位となり、例えば3新単位に減単すると授業時数としては25%の減となる。現在、特に必要がある場合は3単位の科目を2単位に減単する（約33%減）ことを可能としている中であって、25%の減を不可とする理由に乏しいことから、**現在減単を不可としている標準が2単位の必履修科目についても、1新単位の範囲内で減単を認めること**としてはどうか。
- しかし、例えば、大学入試に課されない教科が削減され、普通教育としての教育課程のバランスが確保できなくなるといったことを避ける必要がある。このため、それぞれの「教科」について教科目標を達成する必要最低限の時数は確保できるよう、**各必履修「教科」に係る科目の履修単位数の合計が3新単位以下となる減単は不可**としてはどうか。（現行単位を前提にすれば、公共、芸術（音楽 I or 美術 I or 工芸 I or 書道 I）、情報 I、家庭基礎が減単不可）
- こうした考え方を基本とした上で、**各教科等WGにおける科目構成の在り方や、標準単位数の議論の結果も踏まえ、各科目について減単可能な上限を定めること**としてはどうか。
- なお、一方組替え後科目の内訳に着目すると、実態上どの時間が必履修科目相当で、どの時間がそれ以外の科目相当か明確な区別が難しいことが想定され、一定の考え方を示す必要がある。このため、**組換え前の科目の「減単可能な上限」の考え方を踏まえて、「組替え後科目」の必要単位数を設定すべきではないか。**（例えば、生物基礎と生物を組み合わせて組み替え後科目とした場合、生物基礎で3新単位分＋生物で6新単位分などそれぞれの科目で設定可能な範囲で設定し、その合計で組み替え後科目の単位を設定することが想定される。（この場合9新単位））

（検討の前提）

- 企画特別部会の論点整理では、「入学時点で高度な外国語の運用能力を有していることが外部試験で明らかの場合など、社会的信頼性が確立している基準により、特定の必修教科・科目について既にその内容を十分に修得していると判断できる生徒が在籍する場合には、一定の要件の下、各学校や教育委員会の判断により、当該教科・科目の履修を免除可能とする仕組みを整えるべき」とされており、履修免除した場合の対応として、以下の方向性が示されているところ。

履修を免除する場合、別の学習をもって当該科目の履修に替えることとする方向で検討すべき。その際、例えば以下の例など履修の振り替え先について整理すべき

- 当該科目の属する教科の上位科目
- 学校設定科目
- 学校外学修の単位認定の履修に替えることを認めてはどうか

（例えばCEFRB2相当の生徒は英語コミュⅠを免除し英コミュⅢや学校設定科目の履修を可能とする、CEFR C1以上の生徒は大学の講義等の単位認定で替えるなど）

- こうしたことを踏まえつつ、制度の在り方について更なる具体化の検討が必要となる。

（必修科目の履修免除の要件）

- 現在高等学校では、多様な学校外学修の成果を認める一環で、学教法施行規則第98条第2号に基づき、在学中に外部検定等の「知識及び技能に関する審査（以下「技能審査」という。）」を受けた場合の学修成果を単位認定可能(36単位まで)。(P43～44参照)
- 一方、各教科・科目が育成を目指す資質・能力は「知識及び技能」のみならず「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」を含むため、特に「知識及び技能」以外の資質・能力については外部試験の結果のみをもって育成状況を証することが難しい側面もある。
- 同様に、今回の履修免除・振替の仕組みについても、特定の外部試験の合格が、相当する必修科目（以下「免除科目」という。）が育成を目指す資質・能力の全体を担保することを証することは困難であるという前提で、検討する必要がある。
- 以上を踏まえれば、外部試験はあくまで免除科目の資質・能力を部分的に証するものであるものの、その活用により、当該科目が属する教科全体の目標を効果的に実現するとともに、対象生徒の資質・能力を教育課程全体で豊かに育む観点から免除科目及び振替先の科目等（以下「振替科目等」という。）の設定をすべきであり、こうした観点からバランスのある制度設計が必要。こうした視点から、今般の履修免除・振替については次の3つの要件をいずれも満たす場合に対象としてはどうか。
- その際、もとより履修免除・振替を可能とするのは、免除科目の資質・能力を十分に上回る水準で身に付けている場合には、他の選択肢を当該生徒に提供できるようにすることが有意義であるためであり、単に相当する資質・能力を身に付けていれば自動的に免除・振替を可能とすることを目的とするものではないことに留意する必要があるのではないかと。

【科目の履修免除の要件】

- ① 高等学校教育との関連において社会的信頼性が確立している外部試験の合格により、免除科目の知識及び技能が概ね習得されていると判断し得ること（外部試験の性質の観点）
- ② 免除科目において育成を目指す資質・能力全体について、振替科目等の履修によって、当該教科の目標の達成に向けて発展的に育成可能であり、総合的な代替性が認められること（免除科目と振替科目の代替性の観点）
- ③ 当該生徒の実態や希望を踏まえ、必修科目を選択科目等の履修に振り替える方が、資質・能力の育成の観点で大きく上回る成果が期待できること（資質能力の育成における比較優位の観点）

（要件を踏まえた具体的な運用）

【対象となる免除科目・外部試験の在り方】

- 以上の要件を踏まえた場合、まず、具体的にどの外部試験によりどの科目を対象とするかを示す必要がある。
- その際の基本的な考え方として、本制度は必修科目の履修を免除するという高等学校教育の共通性に関わる新たな仕組みであることから、制度の悪用・濫用を防ぎつつ慎重に制度設計を行う必要がある。そのため、これまでに学校現場で十分な活用実績があり、他の教育制度との関係で既に位置づけがあるなど、当面、十分な合理性が認められるものに限ってスタートすることが適当ではないか。
- この点、要件①の「社会的信頼性が確立している外部試験の合格により、免除科目の知識及び技能が概ね習得されていると判断し得る」という視点を踏まえると、まず英語の外部試験の活用が考えられる。英語に関しては、国際的に通用する英語運用能力に関する尺度であるCEFRに対応した外部試験等が複数あり、文部科学省としてCEFRレベルを外国語教育の目標値ともしていることも踏まえると、複数の外部試験が該当すると考えられる状況にある。
- また、数学についても、年間30万人程度が受験するなど社会に広く普及し、各高等学校が積極的な受験を通じて学力向上の契機としている外部試験が存在している状況にある。

- また、英語・数学については、こうした社会的信頼性と十分な実績を有する外部試験が存在するのみならず、これらの外部試験は、高卒認定試験の試験科目免除の対象として組み入れられているなど、高等学校における資質・能力の育成との関係が一定程度認められている状況にある。（P45参照）

※高卒認定試験は大学・短大・専門学校を受験資格を与えるに足る水準の学力を認定する制度である。一方、今般検討している制度は、必履修科目を免除し、より発展的な科目等への振替を認めようとするものであり、趣旨が大きく異なる。このため、対象とすべき外部試験の種類や、免除に必要な級の水準等については、高卒認定試験をそのまま適用することは適当でなく、別途慎重な検討が必要であることに留意。

- また要件②の「免除科目において育成を目指す資質・能力全体について、振替科目等の履修によって、当該教科の目標の達成に向けて発展的に育成可能であり、総合的な代替性が認められる」という視点においても、英語と数学については、教科の性質上、選択科目やその内容を含む学校設定教科・科目等の履修の中で、必要に応じて必履修科目の理解を補いつつ、発展的に目標の達成に向けて指導を行っていくことが可能と考えられ、①や③の要件を満たす状況であれば、総合的に代替性が認められる。

※例：英コミⅠと英コミⅡ・Ⅲなどの選択科目は取り扱う内容のほとんどは共通しており目標の水準で差を設けているため、選択科目中で英コミⅠの内容も含め発展的に指導することも可能であるし、数学Ⅱにおいても例えば微分・積分の学習の中で数学Ⅰにおける二次関数に関連する資質・能力を含め発展的に指導することが可能

- これらの視点を総合的に鑑みて、まずは外国語と数学の必履修科目について、外部試験を活用した免除・振替の制度運用を開始していくことを念頭に検討を進めることとし、具体的な外部試験の種類や、履修免除を認める際に必要な級の水準、振替科目等（上位科目以外の学校設定科目や学校外学修のイメージを含む）については、外国語WG及び算数・数学WGにおいて具体的な議論を進め、解説等で具体的に定めることとしてはどうか。

- なお、今回の免除の仕組みは、主に入学前に、既に免除科目が目指す資質・能力を大きく上回る水準で身に付けている生徒を念頭に置いたものであるが、不登校や病気等何らかの事情で学校に来ることが一時的に困難となり、必履修科目の単位を取得できなかった生徒など、入学後に外部試験等による必履修科目の代替を希望するケースも一定数存在すると考えられる。今後の具体的な外部試験の種類や、履修免除を認める際に必要な級の水準等の検討に当たっては、こうしたケースの存在も踏まえ検討すべきではないか。

【必履修科目を免除した場合の振替科目等の在り方】

- 要件を満たし、必履修科目を免除することが適当であると認められる場合、企画特別部会の論点整理では、振替え先の学習として、以下の3つを挙げている。
 - 当該科目の属する教科の上位科目
 - 学校設定科目
 - 学校外学修の単位認定の履修
- 今般検討した要件②に鑑みると、上記のうち学校設定科目及び学校外学修の単位認定に振り替える場合についても、当該免除科目と無関係なもの（英コミⅠを免除し、芸術系教科に振り替える等）ではなく、あくまで必履修科目が属する教科の目標の達成に向けた発展的な学習が可能で内容とすべきことに留意する必要があるのではないか。
- その場合の単位数の在り方としては、今般の仕組みは高等学校入学前の学習の成果を認めるものであり、高等学校卒業に必要な学習量を減じさせる趣旨ではないことから、免除科目の単位数と同じ単位数について、振替科目等で修得する必要があるのではないか。

5 その他の柔軟化策等

① 学校設定教科・科目の単位数

- 企画特別部会の論点整理では、柔軟な教育課程編成を後押しするため、普通教育を主とする学科における「卒業までに修得させる単位数に含められる学校設定科目等に係る修得単位数を増やすことの適否、増やす場合の上限をどう考えるか（現行は20単位まで）を検討すべきとされているところ。（専門学科においては現在でも上限なし）
- これまで①～③で検討してきた柔軟な単位制度を活用した場合、学校設定教科・科目を用いた科目設定上の工夫が一層進むことが想定される（※）ため、「卒業までに修得させる単位数に含められる学校設定科目等に係る修得単位数を増やすこととしてはどうか。」

（※）

①で検討した単位数の柔軟化を可能とする中では、例えば必修科目と学校設定科目等を組み合わせて組替え後科目を作るというケースが考えられる。一方で、そうした内容の統合により、組替え後科目の履修単位数が大きくなり、生徒によっては選択の幅が狭くなってしまう場合も考えられるため、現行の選択科目の一部を分割し重点的に履修できるようにしたいというニーズも存在すると考えられる。

（例）近現代を扱う歴史総合を学んだ後、古代・中世史を深めたい生徒に向けて、に日本史探究と重複する部分を含みつつ、特に探究的・発展的に履修させる科目を設ける等

こうした場合、選択科目の一部を重点的に履修する科目は学校設定教科・科目として取り扱うこととなる（単に選択科目の一部のみを切り出すと、当該科目の目標の趣旨が実現困難になると整理されるため）

このような生徒の豊かな選択肢の存在を重視した学校設定教科・科目の開設を積極的に行うこととすると、学校設定教科・科目の単位数が多くなることが想定され、本来設定しなかった独自の学校設定教科・科目を創設する幅が小さくなることも懸念される。

- その場合、どの程度まで増やすこととするかが課題となるが、「普通教育を主とする」という学科の性質と、学校の多様な教育課程編成上の工夫を可能とするという政策目的のバランスを考えて設定する必要がある。

- 「普通教育を主とする学科」については、普通科の特色化・魅力化を図る観点から多様な学科の設置を認める制度改革を行ってきており、令和4年度からは、以下の4類型で学科の設置が可能となっている。そのうち、新たな創設された3学科については、「その他普通教育を主とする学科」として、学校設定教科・科目の設置等を通じた特色ある教育課程編成を求めている。（P46～47参照）

① 普通科

② 学際領域学科

③ 地域社会学科

④ その他普通科

「その他普通教育を主とする学科」

・特色に応じた学校設定教科・科目を2単位以上設け、学校設定教科・科目または総探をいずれの年次でも履修（合わせて6単位以上）

（「普通科」における上限について）

- 「普通科」については、普通教育の実施を特にその教育課程の中心に据えた学科であり、必修教科・科目及び総合的な探究の時間の合計38単位を終えた後、一定の範囲で共通教科・科目の選択科目の履修を進めていくことが前提となる。
- そのため、卒業に必要な単位数（74単位）から必修教科・科目に必要な38単位を除いた全てを学校設定教科・科目に充てて良いとすることは、かえって「普通科」としての特色を発揮できないことも考えられるため、卒業に必要な単位数の4割程度にあたる28単位を学校設定教科・科目の上限とすることの適否についてどう考えるか。

（「その他普通教育を主とする学科」における上限について）

- 「地域社会学科」等の「その他普通教育を主とする学科」については、普通教育に加え、学校設定教科・科目等の開設・履修により特色ある教育課程編成を求めていることから、必然的に「普通科」と比較して学校設定教科・科目の履修単位数は増えることが想定される。
- その趣旨を踏まえ、「その他普通教育を主とする学科」については卒業に必要な単位数（74単位）から必修教科・科目に必要な38単位を除いた全て（36単位）を学校設定教科・科目に充てて良いこととするものの適否についてどう考えるか。

（※）現行でも、例えば留学・学校間連携、ボランティア活動等の学校外学修の単位認定については、合わせて36単位までという上限が設定されているほか、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの認定校については、教育課程の特例として、学校設定教科・科目を36単位まで卒業単位に含めることが可能とされている

5 その他の柔軟化策等

① 学校設定教科・科目の単位数（続き）

- なお、今般の教科・科目の柔軟な組み替えを可能とする仕組みの創設や、学校設定教科・科目の単位数上限の見直しは、生徒の多様性に 応じるとともに、未来の社会や労働市場の在り方も見据えた各高等学校の改革を支えるために行うものであることや、今般「組替え後科目」と「学校設定科目」の概念整理を行ったことも踏まえ、特定の既存教科・科目の内容を一層網羅的に扱うような学校設定教科・科目の開設を促す趣旨ではないことを明確に示していくべきではないか。
- こうした点も含め、今般の学校設定教科・科目の上限拡大に合わせ、学校設定教科・科目の設定が各教育委員会や学校で円滑に行われるよう、設定に当たっての基本的な考え方を示していくことは効果的ではないか。

② 週当たり授業時数の標準（30コマ）（P48～49参照）

- 現在、高等学校卒業に必要な単位数は74単位だが、週当たりの授業時数は30単位時間を標準としている規定とも相まって、3年間で90単位以上の履修が一般的となっている。
- 今後、単位制の柔軟化等を通じて、各生徒の多様な実態の違いに応える学習活動や、例えば、本格的な「デュアルシステム」の導入など、学校の特色等を活かした探究的・実践的な学びを充実させていくにあたり、授業を集中的に行う時期と生徒がそれぞれのニーズや探究課題等に応じて主体的に学習することができる余白のある時期のメリハリをつけるなど、年間を通じた柔軟なスケジュール編成も重要となってくることが考えられる。
- こうしたことも踏まえ、企画特別部会の論点整理では、「生徒の学校生活に余白を生み、個々の進路希望や心身の状態などに応じて柔軟な学習や活動ができるようにする観点から、週当たり授業時数の標準（週30コマ）について、示さないこととする方向で検討すべき」とされており、週当たり授業時数の標準については、示さないこととしてはどうか。

③ 授業週数の標準（35週）の在り方（P50参照）

- 現在高等学校の全日制の授業週数については、「各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とする」と定めている。今般、義務教育段階においては、学校の授業日数の実態（中学校で平均202日程度）に合わせて年間授業週数を「40週を標準」とする方向で検討しているが、高等学校学校段階の示し方を確認しておく必要がある。
- この点、高等学校については、以下のような状況もあることを踏まえると、標準と実態の大きな乖離があるとは言えず、現在の示し方に妥当性があることから、**引き続き授業週数の標準を35週とすることについてどのように考えるか。**
 - 授業日数が200日未満の全日制高等学校が7割以上であり、学科の特性等によっては180日（36週）以下という場合もあるなど、小中学校よりも総授業日数が少なく（※）、また学校による差が大きい現状
（※）小中学校ともに200日以下は約3割
 - 高等学校における「35週」の標準の対象は各教科・科目やホームルーム活動の授業を行う日（年間を通じて実施が必要な共通部分）であり、総合的な探究の時間等は含まれていないため、引き続き、義務教育段階よりも少ない週数で設定することが適切

④ 継続的な事例創出と今後の柔軟な検討

- 義務教育段階における調整授業時数制度の設計に当たっては、授業時数特例制度や研究開発学校等を通じた事例の蓄積があった他、「サキドリ研究校事業」等を通じた積極的な事例創出を通じて、制度開始後の円滑な実施を支えることとしている。（P51～53参照）
- この点高等学校については、令和8年度から研究開発学校制度を用いて単位制の柔軟化に取り組む学校の実践研究を進める予定であるものの、義務教育段階に比べて事例の蓄積が少なく、詳細な制度設計にあたっては、生じうる課題等についても一層研究を進めていく必要がある。
- そのため、研究開発学校における研究状況や、①～④に示した提案を踏まえた現場の声などを踏まえつつ、**必要な要件の在り方や課題への対応等の制度の具体的な設計については、通信制等の課程の違いにより生じうる固有の検討事項を含め、引き続き柔軟に検討を進めるとともに、高等学校学習指導要領の施行に向けては、義務教育段階の「サキドリ研究校」事業も参考としつつ、何らかの形で各都道府県が事例創出に取り組める仕組みを整えるべきではないか。**

- ①～④にて検討した単位制の大幅な柔軟化は、多様な生徒一人一人に応じる学習の充実や、これからの社会変化を牽引する各学校の大胆な教育課程編成を支えるものであるが、高等学校教育の質低下を招いたり、大学入試対策に過度に傾倒した運用を防ぐ観点から、国や都道府県（高等学校を設置する市町村を含む）、各高等学校がそれぞれ効果的な取組となるよう積極的な役割を果たすとともに、適切ではない取組の実施を防ぎ、仮にそうした取組があった場合には、改善を図ることができるよう質を確保するための仕組みを設けることが必要。

(1. 文部科学省)

- 研究開発学校や、その研究成果を踏まえた事例創出の取組等を通じて、参照可能な実践事例を幅広く創出し、各教育委員会等に情報提供
- 制度実施後は「教育課程編成・実施状況調査」により制度の活用状況等や実践事例を定期的に把握・公表するとともに、必要な制度の改善等を行う
- 各都道府県・指定都市の指導主事等に向けた研究会・協議会を定期的に開催する中で、好事例・不適切と考えられる事例等について周知
- 上記の状況把握の中で、不適切な運用実態を把握した場合には、都道府県教育委員会や私立学校担当部局等に対し、地教行法等に基づく指導や助言を行い、速やかな改善を図る

(2. 都道府県（私立学校担当の首長部局を含む）、高等学校を設置する市町村)

- 研究開発学校や文部科学省の事例創出の取組の成果、「教育課程編成・実施状況調査」の調査結果、国が開催する研究会・協議会等を踏まえ、質の高い実践が可能となるよう各学校に必要な情報提供
- 各学校に提出を求めている教育課程編成届において、単位制の柔軟化を活用した組替え後科目、学校設定教科・科目等の状況と要件適合性について記載を求める
- 日々の指導・助言や計画訪問等を通じて、管内の高等学校の取組状況に関する実態把握を行い、他自治体での取組等も参考にしつつ、必要に応じて指導・助言や伴走支援を行うとともに、不適切な運用があった場合には速やかに是正を図る（首長部局の場合は、助言等を行うなどにより、速やかな改善を図る）
- 都道府県においては、私立学校に対しては私立学校担当部局を通じ、域内の市町村立高等学校に対しては設置する市町村を通じて、都道府県立学校と同様の情報を展開しつつ、3.に基づいて域内の他設置者の高等学校が公表する教育課程編成の状況についても収集・共有するとともに、各高等学校に公立学校担当向け研修への参加を積極的に促すなど、域内の高等学校における実践の質の向上に取り組む（首長部局は、都道府県教育委員会に助言または援助を求めることができる）

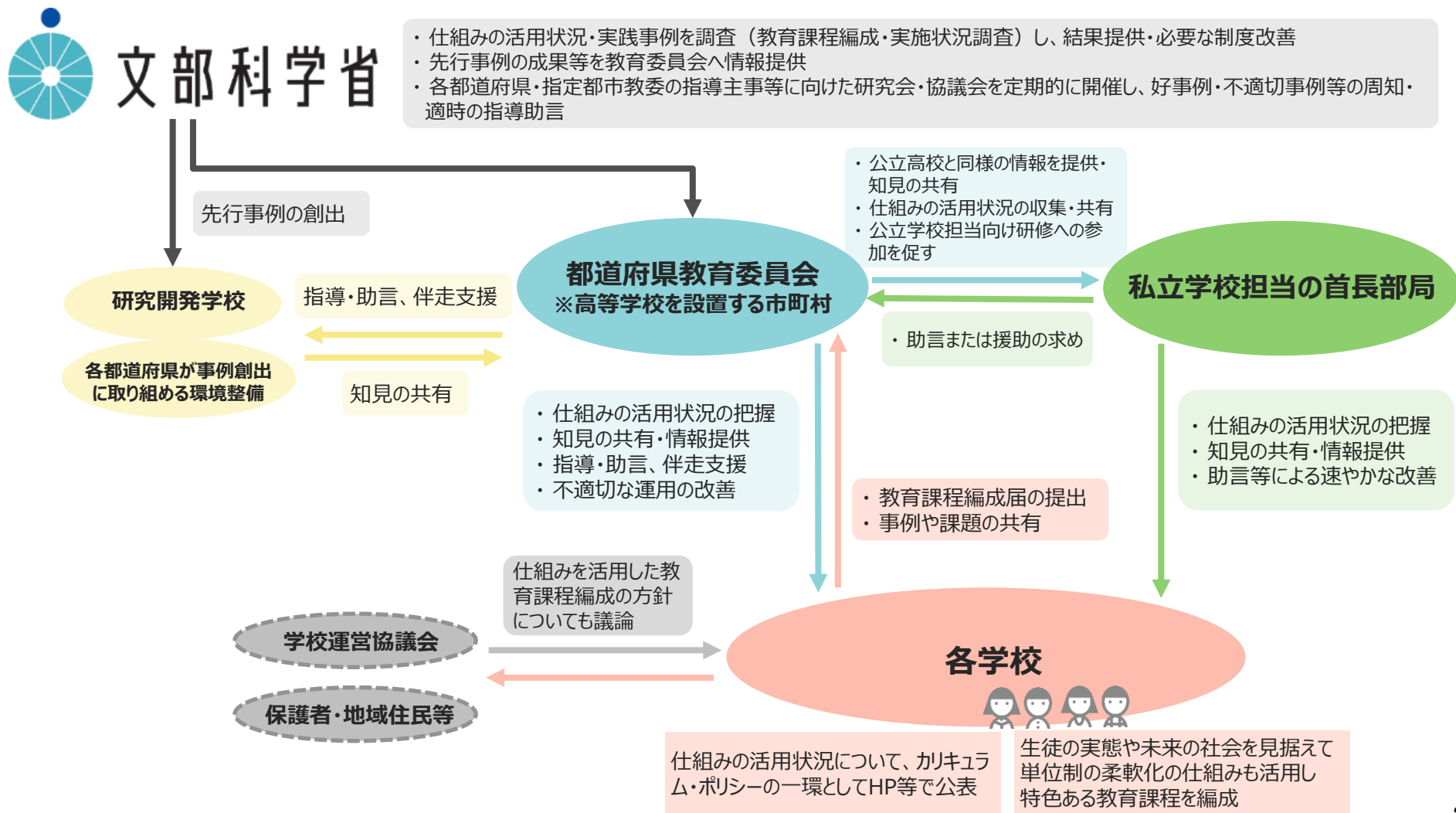
(3. 各学校)

- 今般の単位制の柔軟化の仕組みを活用した教育課程編成の状況等について、カリキュラム・ポリシーの一環としてHPへ公表する
- 学校運営協議会を設置している場合は、教育課程編成の基本的な方針について承認を受けるに際しては、単位制の柔軟化の仕組みを活用した教育課程編成の方針についても議論する

単位制の柔軟化に係る教育課程の質確保のための仕組みの全体像

補足イメージ②

- ①～④にて検討した単位制の大幅な柔軟化は、多様な生徒一人一人に応じる学習の充実や、これからの社会変化を牽引する各学校の大胆な教育課程編成を支えるものであるが、高等学校教育の質低下を招いたり、大学入試対策に過度に傾倒した運用を防ぐ観点から、国や都道府県（高等学校を設置する市町村を含む）、各高等学校がそれぞれ効果的な取組となるよう積極的な役割を果たすとともに、適切ではない取組の実施を防ぎ、仮にそうした取組があった場合には、改善を図ることができるよう質を確保するための仕組みを設けることが必要。



高等学校の教育課程の柔軟化の仕組みの方向性（イメージ）

補足イメージ③

(週当たり授業コマ数)

1 2 3 ... 28 29 30 コマ



柔軟な組み替えを可能に

- 1
- 「各科目内容の一部または全部について他科目への移行・統合」し、科目の柔軟な組み替えを可能に
- (具体例)
- 理科の基礎系科目を統合
 - 国語科と探究を組み合わせ
 - 数学Ⅰと学び直しの学校設定科目を組み合わせ 等

組み替えの要件のポイント

- 元の教科・科目の目標の趣旨を損なわない
- 教育課程全体として、組み替え前と同様の成果が期待される
- カリキュラム・ポリシーとの関連で、変更の趣旨・内容を公表し、生徒・保護者等に説明する

科目の内容の取扱い

- 従前同様、生徒の実態を踏まえ特に必要な場合は「基礎的・基本的な」事項に重点を置くなど内容を選択して扱うことが可能
- その上で、「発展的・探究的な」事項に重点を置いた選択的な取り扱いも可能とする

5

学校設定教科・科目の単位数の上限

卒業単位に含められる学校設定科目の単位数上限について
普通科 ⇒ 28単位
その他普通教育を主とする学科 ⇒ 36単位
 に増加させることの適否を検討

週当たり授業時数

標準を示さない
 (現在週当たり30コマが標準)

2

1単位の計算

50分×17コマで1単位を標準
 (新しい算定による単位を便宜的に「新単位」という)



免除・振替

週当たり授業時数の標準は示さない

コマ

3

減単の考え方

- 「一定の限度の下で減単可」という考え方が基本
- 現在減単できない標準が**2単位の必修修科目**についても、**1新単位の範囲内で減単を認める**
- 各必修修「教科」に係る科目の履修単位数の合計が**3新単位以下となる減単は不可**
 (公共、芸術(音楽I or 美術I or 工芸I or 書道I)、情報I、家庭基礎)

4

科目の履修免除の要件のポイント

- 社会的信頼性が確立した外部試験により、**免除科目の知識・技能の習得が概ね判断可能**
- 振替科目等の履修により**、免除科目の資質・能力を**発展的に育成可能で、総合的な代替性**がある
- 生徒の実態・希望**を踏まえ、**資質・能力の育成に大きく上回る成果が期待**できる


履修免除の対象科目

- 外国語・数学**を対象に**制度運用**を開始していくことを念頭に検討
- 具体的な外部試験の種類や、履修免除に必要な級の水準等については、外国語WG及び算数・数学WGにおいて議論

6

必要な改善

・**質確保のための仕組み**
 これらの仕組みの**不適切な運用を防ぎ**、国・都道府県等・各学校が必要に応じて**改善を図り、質を確保**できるよう**それぞれの役割を整理**
 (補足イメージ②参照)



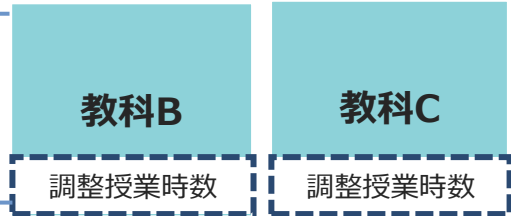
**(参考) 令和8年1月19日
総則・評価特別部会 (第5回) 資料**

調整授業時数制度に関し検討が必要な事項の全体像

調整授業時数制度の具体的な在り方

1 調整が可能な教科等（標準を下回って時数を設定可能な教科等）をどのように考えるか

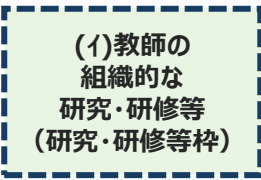
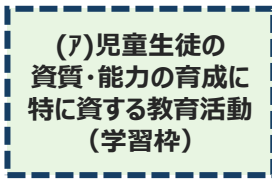
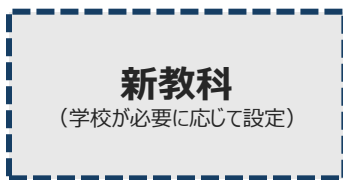
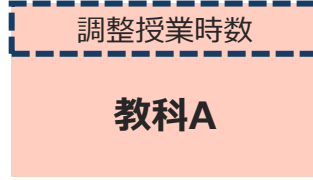
2 調整が可能な時数の上限（標準を下回って時数を設定可能な幅）をどのように考えるか



①既存教科等に乗せ

②教科新設
※教科BとCの内容を扱う必要無し

③「裁量的な時間」に充当



上限の設定

上限の設定

上限の設定

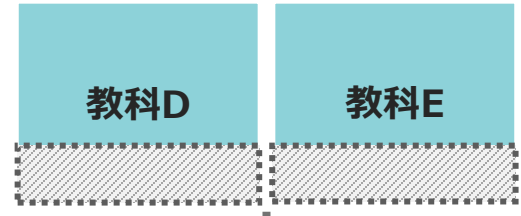
既存教科等の上乗せ、教科の新設等について、「裁量的な時間」と区別しつつ、時数の上限の設定をどのように考えるか

「裁量的な時間」の「学習枠」、「研究・研修等枠」のそれぞれについて、要件・時数の上限・類型をどのように設定するか

4

3

現行の教育課程特例校制度で認められる特例



既存教科の内容の組み替え
※教科DとEの内容を扱う教科を新設



調整授業時数制度を導入する際、現在の教育課程特例校制度の扱いをどうするか

※授業時数特例校制度により可能な措置は、左記の調整授業時数制度の範囲内であることから、同制度に統合する方向

5

これらの仕組みの不適切な運用を防ぎ、国・都道府県・市町村と各学校が必要に応じて改善を図り、質を確保する仕組みをどのように設けるか

6

1 2 調整可能な教科等、調整可能な時数の上限

(検討の前提)

- 調整授業時数制度で時数を調整可能とする教科等や、調整可能な時数の上限については、①現在既に1900校程度（R7.4時点、来年度100校程度増加予定）の運用実績のある教育課程特例校や、②180校程度が取り組んでいる（R7.4時点、来年度20校程度増加予定）授業時数特例（以下「時数特例」という。）、③研究開発学校等の現行制度や運用実態を踏まえて検討する必要。
- これらのうち、現行の時数特例の概要は、以下の通り。
 - ① 下表の橙色部分の科目の時数を減じた上で、他教科等に充てることが可能（他教科への上乗せ幅に上限なし）
 - ② 学習指導要領に定める内容を全て取り扱う必要があることを踏まえ、減ずることができるのは各教科等の標準授業時数それぞれの1割が上限
 - ③ 35コマ以下の教科等は減ずることは不可（週1コマ程度の時数は確保）
 - ④ 教科等横断的な教育課程編成や、探究的な学びの充実に資するとの制度趣旨に鑑み、総合的な学習の時間を減ずることは不可

(現行) 時数特例において調整可能な教科

(小学校) 6年における最大の調整幅：85コマ

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会	-	-	70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科	-	-	90	105	105	105	405
生活	102	105	-	-	-	-	207
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭	-	-	-	-	60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
外国語	-	-	-	-	70	70	140
道徳	34	35	35	35	35	35	209
外国語活動	-	-	35	35	-	-	70
特別活動	34	35	35	35	35	35	209
総合的な学習の時間	-	-	70	70	70	70	280
合計	850	910	980	1015	1015	1015	5785

(調整が可能な教科等)

- いずれの教科等についても、学習の継続性等の観点から週1コマ程度の時数は確保が重要。このため、引き続き標準授業時数が35コマ以下の教科等は、減ずることは不可としてどうか。また、調整対象とする教科等も、調整後の時数が35コマ未満になるように減ずることは不可としてどうか。
- 時数特例では、教科等横断・探究的な学びの推進が制度趣旨であったため、総合的な学習の時間を対象から除いていたが、調整授業時数制度は、多様性を包摂する柔軟な教育課程の実現という、一層幅広い制度趣旨で創設することから、総合的な学習の時間も減ずることを可能としてどうか。

(なお調整授業時数の上乗せについては、時数の標準を定めている全ての教科等に対して可能とする前提)

(調整可能な時数の上限)

- 研究開発学校で先行的に取り組を進めている自治体（※1）では、小学校において112コマ程度（45分換算）の調整時数を生み出して取り組を進めている。また、現行の時数特例では、調整可能な最大の調整幅（小6で85コマ）を活用する自治体（※2）も見られる中、今般の調整授業時数制度は、現行の時数特例で認めている教科等間の調整に加え、「裁量的な時間」への活用も認める方向で検討中。
- 以上及び企画特別部会での議論などを踏まえると、引き続き各教科等の内容を全て取り扱うことを前提に、調整可能な時数の上限は、現行時数特例の上限を上回る方向（対象となる教科等のそれぞれの時数の1割以上）で検討することが必要ではないか。具体的な上限の数値については、各教科等の検討状況、研究開発学校の実践やサキドリ研究校の申請状況等も踏まえ、さらに精査していく必要があるのではないかと。

(中学校) 3年における最大の調整幅：76コマ

	1学年	2学年	3学年	計
国語	140	140	105	385
社会	105	105	140	350
数学	140	105	140	385
理科	105	140	140	385
音楽	45	35	35	115
美術	45	35	35	115
保健体育	105	105	105	315
技術・家庭	70	70	35	175
外国語	140	140	140	420
道徳	35	35	35	105
総合的な学習の時間	50	70	70	190
特別活動	35	35	35	105
合計	1015	1015	1015	3045

(※1) 愛荘町、名古屋市、目黒区など

(※2) 岩見沢市、王寺町、渋谷区など

3 裁量的な時間の上限と類型（基本的な考え方）

（論点整理で示された方向等）

- 「裁量的な時間」について、企画特別部会の論点整理では、「学習指導要領に定める教科等に該当しないものの、児童生徒の実態等を踏まえて、児童生徒の個性や特性、実態に応じた学習支援など、児童生徒の資質・能力の育成に特に資する効果的な教育プログラム等」に充てることが想定されている。（以下「学習枠」という。）
- また、「裁量的な時間」の一部については、教育の質の向上を目的とした授業や指導の改善に直結する組織的な研究・研修等に充てることも可能とする方向が示されている。（以下「研究・研修等枠」という。）
- さらに、年度途中に不測の事態等により特定の教科等の標準を下回る見込みであっても、他の教科や「裁量的な時間」から時数を充てることが可能にすることにより、年度当初の計画段階における真に必要な時数設定を推進する方向も示している。

（本特別部会における検討の方向）

- この「裁量的な時間」については、児童生徒の多様性の包摂に資するため、児童生徒の実態を最も把握している学校現場の創意工夫を活かすことを重視しつつ、各教科等の時数を標準を下回って実施可能とし、その分の調整授業時数を充てて実施するという性質に鑑み、適切に資質・能力の育成に資する取組となるようにすることが必要。
- このため、学校現場で質の高い実践が展開されるよう、丁寧に制度を設計するとともに、研究開発学校やサキドリ研究校での取組や知見を蓄積・共有することを含め、積極的な支援を展開する必要がある。
- こうしたことから、「学習枠」「研究・研修等枠」について、法令等により、取組が備えるべき要件と実施可能な時数の上限を定めるとともに、実施可能な取組の類型を示してはどうか。その際、質を担保しつつも運用の柔軟性を可能な限り高め、現場にとって使い勝手のよい制度とすることに留意する。
- なお、現在、研究開発学校やサキドリ研究校において事例の蓄積が図られているところであり、その実施・申請状況などを踏まえ具体的な制度の在り方について更に精査することを前提に、次頁以降の方向で検討してはどうか。

裁量的な時間（学習枠）

学習指導要領に定める教科等に該当しないものの、児童生徒の資質・能力の育成に特に資する効果的な教育プログラム等

- 取組が備えるべき要件
- 実施可能な時数の上限
- 実施可能な取組の類型

裁量的な時間（研究・研修等枠）

教育の質の向上を目的とした授業や指導の改善に直結する組織的な研究・研修等

(※)

(※) 「学習枠」を実施する上で必要な研究・研修等のみを認めるものではないことに留意

3 裁量的な時間の上限と類型（学習枠）

【取組が備えるべき要件例】

- 以下のような例のほか、設定すべきと考えられる要件はあるか。
- 1. 学習指導要領に定める各教科等の内容に該当しない、もしくはいずれか一つの教科等に当てはめるのが困難な学習活動であること
- 2. 各教科等の内容にも一部該当する学習活動を行う場合は、当該内容について各教科等の教育課程において適切に扱うこととした上で、児童生徒の興味・関心の高まり等を踏まえ、学習を拡充・発展させたり、試行的な取組を行ったり、学年区分を超えて縦割りで実施したりするなどの付加的な学習活動として行うこと
- 3. 児童生徒の実態を踏まえ、学校教育法に定める教育の目標の実現に特に資すること
- 4. 各学校の学校教育目標・教育課程編成に係る基本方針・年間指導計画等に基づく組織的な取組であること
- 5. 発達の段階に即して適切なものであること
- 6. 児童生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること

【上限設定の考え方】

- 裁量的な時間に関しては、以下の観点を踏まえれば、調整授業時数を充てることができる時数の上限を設けるべきではないか。
- ① 各教科等の時数を標準を下回って生み出した調整授業時数を各教科等以外の教育活動に充てるといった性質に鑑み、適切に資質・能力の育成に資する制度設計とする必要があること
- ② ①を勘案すると、一定以上の調整授業時数を生み出した場合には、学習指導要領で目標・内容が定められる各教科等への上乗せや、体系的な内容により構成される新教科の実施にも活用できる設計とする必要があること
- ③ 「裁量的な時間（学習枠）」は、今後、全国の学校や教育委員会で効果的な取組や知見の蓄積が見込まれるものであり、制度創設当初から過大な時数が充てられることは望ましくないこと
- 以上を踏まえた上で、右記の類型に示すような各学校の創意工夫を生かした複数の教育プログラムを年間を通じて計画的に実施することも考えられる中、全体としてどの程度の上限を設定することが適切か。

【実施可能な取組の類型】

- これまでの研究開発学校等の取組を踏まえ、以下のような実施可能な取組の類型を示し、制度施行後の取組の進展に応じて見直すこととしてはどうか。この他に考えられる類型や具体例、留意事項はあるか。
- 特に個人探究や地域の特色を生かした取組を実施する際には、総合的な学習の時間との役割分担に特に配慮し、取組内容が重複したりせず、両者の連携が適切に図られるように、相乗効果を企図すべきではないか。

① 個に応じた学習過程の充実に資する取組

（例）総合的な学習の時間等で設定した個人探究課題の深掘り、自ら選んだ教科等の学習課題に関して自己調整しながら学ぶ取組、個々の児童生徒のニーズや認知の特性に応じた個別指導や学習カウンセリング、下学年の未習得事項を効果的に学び直すプログラム等

② 学習の素地を高める取組

（例）個人探究を伴う体験活動の充実、企業・団体等とも連携して児童生徒の視野を広げ学習意欲を高める取組、言語能力・情報活用能力の重点的な育成のための取組、認知機能強化に着目した取組、学習方略やメタ認知等に関する体系的指導等

③ 関係性の質を高め、学習の一層の円滑化に特に資する取組

（例）いじめ防止や安全に関する教育、対人関係の基礎となるソーシャルスキルの育成などの対話的な学習の基礎となる人間関係形成の円滑化に資する学習等

※こうした取組を特に要する児童生徒を対象として行う場合も考えられ、その場合例えば、①や②の取組を実施する場合に、特に要する児童生徒については③を実施するといった実施方法も考えられる

④ その他地域等の特色を生かした取組

（例）特別支援学級・学校との交流及び共同学習、地域の多様な大人と探究的に関わる活動、現代的な諸課題に対応した教育活動を更に深掘り・充実させる学習活動等

3 裁量的な時間の上限と類型 (研究・研修等枠)

【取組が備えるべき要件例】

- 以下のような例のほか、設定すべきと考えられる要件はあるか。
 1. 当該学校の教育課程の編成・実施に係る教師の資質・能力の向上や、学校の組織的な対応力の向上を通じて、児童生徒の学習改善や教師の指導改善に直結する取組であること
 2. 各学校の学校教育目標・教育課程編成に係る基本方針・年間指導計画等に基づく組織的・計画的な取組であること
 3. 研究・研修等の趣旨・目的や内容が事前に計画されるとともに、管理職等により実施状況が適切に把握されるものであること

【上限設定の考え方】

- 「研究・研修等枠」については、児童生徒の学習に充てる時間の一部を、教育の質の向上に直結する学校の研究・研修等の活動に充てるものであることから、その時数の在り方に関しては、知見やノウハウを蓄積しながら適切な運用を担保することが特に重要。このため、丁寧に要件や類型、上限の設定の検討・設定を行った上で、その効果や実施状況を踏まえて、制度実施後にも必要な見直しを図っていくこととしてどうか。

- 調整授業時数にも限りがある中、「研究・研修等枠」と「学習枠」のそれぞれに独立した時数上限を設けることとした場合、下記のような硬直的な運用となる恐れもある。そのため、「研究・研修等枠」の時数の上限については、「学習枠」の上限の内数として設定し、「裁量的な時間」全体を各学校のニーズや思いに応じて柔軟に使えるように設計してどうか。

<硬直的な運用の例>

- ・「研究・研修等枠」を活用しない学校が充てられる「学習枠」の時数が限られる。
- ・年度途中の不測の事態の発生により、研究・研修等枠で取っておいた時数を学習活動に振り替える等の調整弁として活用する場合に困難を生じる

- 以上を踏まえた上で、「研究・研修等枠」の時数の上限については、右記の類型を踏まえた取組を年間を通じて計画的に実施することも考えられることを踏まえ、どの程度が適切と考えられるか。

【実施可能な取組の類型】

- これまでの研究開発学校等の取組を踏まえ、以下のような類型を示すこととしてはどうか。この他に考えられる類型や具体例、留意事項はあるか。

① 質の高い授業を効果的に実施するための教材研究・授業研究

(例) 学校の研究課題に即して行う研究授業・研究協議や、教科・学年等で計画的に行う教材研究等

② 教師の資質・能力の向上を図るための学校・教育委員会が企画する研修

(例) 学校・学年等の課題に応じて企画する定期的な研修、教育委員会主催研修等

※裁量的な時間は、当該学校の教育課程に係る教育の質の向上を図るものであり、学校として組織的に実施する研究・研修（学年・教科単位なども含む）以外の研究・研修活動は対象外

③ 児童生徒理解の向上など、学習・指導上の課題解決に資する情報共有・協議

(例) 教科担任制やチーム学年制などと組み合わせた子供の情報の共有

※単なる打合せや突発的な児童生徒指導事案に関する会議、事務的な情報共有の時間とならないよう、学習や指導の改善と密接に連携させることを前提とする方向性で検討

④ 学校と地域との連携体制の確保

(例) 企業・団体等と連携した探究学習の実施に向けた研究会、地域の方々と連携したカリキュラム開発に向けた協議等

※各学校が実現を目指す特色ある教育活動を具現化し、質を向上させるのに必要な取組を対象とする方向性で検討

【その他研究・研修等枠に係る留意点】

- 各学校においては、まず不断の業務改善や日課の見直し等を通じて、勤務時間内に必要な研究・研修等の時間を確保できるよう取組を進めることが前提となる。
- その上で、今回の「研究・研修等枠」では、「児童生徒の学習に充てる時間の一部を、教育の質の向上に直結する学校の研究・研修等に充てる」性質があり、それに相応しい質が確保された取組とする必要がある。そのため、要件例の2.3.も踏まえ、管理職等が研究・研修等の内容を適切に把握し、組織的・計画的に実施することが不可欠。その観点から、以下の運用のほか、必要な事項はどのように考えるべきか。

① 教育課程に係る時間を一部活用して行う組織的な研究・研修等の取組であることから、各学校・学年で同一の時間帯に実施することを基本としてはどうか。

② その上で、教師自身の課題解決や、学年・教科・分掌等の役割を一層重視し、研究・研修等の内容を適切に把握し、勤務時間管理が適切に行える場合には、同一の時間帯で教師ごとに異なる取組を行ったり、学年・教科・分掌等ごとに時間帯を分けて実施したりするなどの取組を認めることとしてはどうか。

4 既存教科等への上乗せ、教科新設の時数上限

（検討の手順）

- 論点整理において、調整授業時数については、「裁量的な時間」のほか、既存教科等への上乗せや、各学校が独自に設定する新教科等の創設に充てることを可能にする方向性が示されている。
- この点については、まず、「教科新設」は各学校が学習指導要領に定める教科等に該当しない取組を実施する点において「裁量的な時間」と同様であるが、どのように区別しうかが論点となる。
- また、上記の区別を行った上で、「既存教科等への上乗せ」や「教科新設」について、調整授業時数を充てられる上限を設けるべきかが論点となる。

（「教科新設」と「裁量的な時間」の区別の必要性）

- 検討項目③（P11）で整理したように、「裁量的な時間」は、各教科等の時数を標準を下回って生み出した調整授業時数を各教科等以外の教育活動に充てるという性質を有しており、適切に資質・能力の育成に資する制度設計とする必要がある。
- 一方で、教育課程特例校制度等の下で設定されている学校独自の新教科等の中には、国立大学の附属学校などの先進的な取組に加え、教育委員会が主導的な役割を果たしつつ目標・内容・学習評価の在り方が体系的に整備され、学校や地域の特色を踏まえた資質・能力の育成を担保する設計がなされているものが見られる。
- こうした取組について、仮に「裁量的な時間」と区別せず、その上限の範囲内で取り組むこととした場合、現行の特例制度よりも実施可能な幅が狭まる他、例えば、教育委員会の主導で行う新教科等の実施により上限まで時数が活用されてしまい、各学校の創意工夫による「裁量的な時間」に取り組みにくくなることも懸念される。
- 以上のことを踏まえ、「教科新設」については、「裁量的な時間」とは区別した上で要件等を検討すべきではないか。

（「教科新設」の要件）

- 「教科新設」について、「裁量的な時間」と区別して別途上限を設けるに当たっては、教科として相応しい児童生徒の資質・能力の育成を担保する相応の措置が図られている必要がある。
- そのため、裁量的な時間（学習枠）の要件（P11）に加え、以下の要件を課することについてどのように考えるか。
 1. 新設教科の目標と、新設教科において育成する資質・能力、指導と評価の計画が体系的・系統的に整理されていること
 2. 単年度のみの実践に終わらず、教育課程の評価・改善を行いつつ複数年度にわたって継続的に実施する取組であること
 3. 新設教科の学習状況が指導要録（各教科の学習の記録欄等）に記録されるものであること

（「既存教科等への上乗せ」や「教科新設」の時数）

- 「教科新設」については、上に述べたような資質・能力の育成を担保する相応の措置を求めることとしているほか、「既存教科等への上乗せ」に関しては学習指導要領に定める各教科等への充当であり、共に、資質・能力の育成の観点から一定の担保が図られる仕組みとなっている。
- これらのことを踏まえ、「既存教科等への上乗せ」「教科新設」については、「裁量的な時間」とは異なり、調整授業時数の中で活用可能な時数の上限を設定しないこととしてはどうか。（すなわち、調整授業時数として生み出した時数のうち、「裁量的な時間」として活用する時数を除いた時数を上限としてはどうか）
- なお、今後調整授業時数の上限を更に具体的に検討する中で、調整授業時数のすべてを特定の教科等に充てた場合に、当該教科等の時数が肥大化し、教育課程全体がバランスを欠くことにならないよう勘案することとしてはどうか。（その際、特定の教科等の教師の持ち授業時数を著しく増加させないようにするなど指導体制の在り方も留意する必要）

- 調整授業時数制度の導入に伴って、現行の特例制度である授業時数特例制度・教育課程特例制度を扱いをどのようにするかが論点となる。

（時数特例制度について）

- 「授業時数特例制度」については、各教科等の内容を全て取り扱った上で、一定の範囲で時数の調整を認めるものであり、調整授業時数制度の範囲内であることから、同制度に統合させていくことが適当ではないか。

（教育課程特例校制度について）

- 「教育課程特例校制度」については、該当する教科等の内容を全て取り扱い、総授業時数を確保すること等を要件とした上で、学校の設置者等からの申請に基づく審査を経た文部科学大臣の指定により、既存教科・新教科等への内容の組み替えや、各教科等の内容を外国語での指導（いわゆる「イマージョン教育」）を認めているところ。
- 今回、調整授業時数制度により、各教科等の時数を標準を下回って実施可能とし、その分の調整授業時数を「裁量的な時間」に充てるといったことを各学校の判断により実施可能とすることを検討していることを踏まえれば、各教科等の内容を全て取り扱い総授業時数を確保した上で内容の組み替え等を行う現行の教育課程特例校制度の内容について、各学校の判断により実施できないこととするのはバランスを欠くと考えられる。
- 教育課程特例校制度については、現に毎年1900校を超える学校が取り組むなど、制度が定着してきていることから、次に述べるような不適切な運用を防ぐ取組み等を同様に講じた上で、調整授業時数制度に統合し、各学校の判断により実施可能としてはどうか。

- 調整授業時数制度は、多様性の包摂に資するため、児童生徒の実態を最も把握している学校現場の創意工夫を活かすことを重視するものであるが、各教科等の時数を標準を下回って生み出した時数を教科等ではない「裁量的な時間」にも充てるといった特例的な性質があり、責任ある裁量の行使を求めていく必要。
- このため国や都道府県・市町村教育委員会が積極的な役割を果たし、各学校の挑戦や試行錯誤を応援するとともに、単なる受験対策への傾倒や、教育の質の向上と無関係な取組等を防ぎ、仮にそうした不適切な取組が生じた場合でも、速やかな改善を図り、質を確保する仕組みを設ける必要。
- こうした観点から、各学校の調整授業時数制度の活用状況について透明性を高め、取組を常に改善していくことができるよう、国・都道府県・市町村・各学校それぞれが以下のような役割を果たすこととしてはどうか。

(1. 文部科学省)

- 研究開発学校やサキドリ研究校事業を通じて、調整授業時数制度の導入に向けて参照可能な実践事例を幅広く創出し、各教育委員会等に情報提供
- 制度実施後は「教育課程編成・実施状況調査」により制度の活用状況等や実践事例を定期的に把握・公表するとともに、必要な制度の改善等を行う
- 各都道府県・指定都市の指導主事等に向けた研究会・協議会を定期的に開催する中で、好事例・不適切と考えられる事例等について周知を行う
- 上記の状況把握の中で、不適切な運用実態を把握した場合には、都道府県・指定都市教育委員会や私立学校担当部局等に対し、地教行法等に基づく指導や助言を行い、速やかな改善を図る

(2. 都道府県教育委員会（私立学校担当の首長部局を含む）)

- 研究開発学校やサキドリ研究校事業の成果、「教育課程編成・実施状況調査」の調査結果や、教育事務所等を通じた各市町村の取組状況に関する実態把握を通じて、調整授業時数制度の活用状況について広域自治体として状況を把握しつつ、質の高い実践が可能となるよう市町村教育委員会に対して積極的な知見の共有・情報提供を行う
- 国が開催する研究会・協議会等を踏まえ、市町村教育委員会の指導主事研修等を実施し、市町村の指導主事の調整授業時数制度に関する実務能力の向上を図る
- 私立学校担当部局を通じ、公立学校と同様の情報を域内の私立学校にも展開しつつ、4.に基づいて域内の私立学校が公表する教育課程編成の状況を収集・共有するとともに、調整授業時数制度を活用する私立学校には公立学校担当向け研修への参加を積極的に促すなど、域内の私立学校における実践の質の向上に取り組む
- 上記の状況把握の中で、不適切な運用があることを把握した場合には、都道府県教育委員会は市町村教育委員会に対し地教行法等に基づく指導や助言を行い、私立学校担当部局は当該私立学校に対し助言等を行うなどにより、速やかな改善を図る

(3. 市町村教育委員会（指定都市教育委員会を含む）)

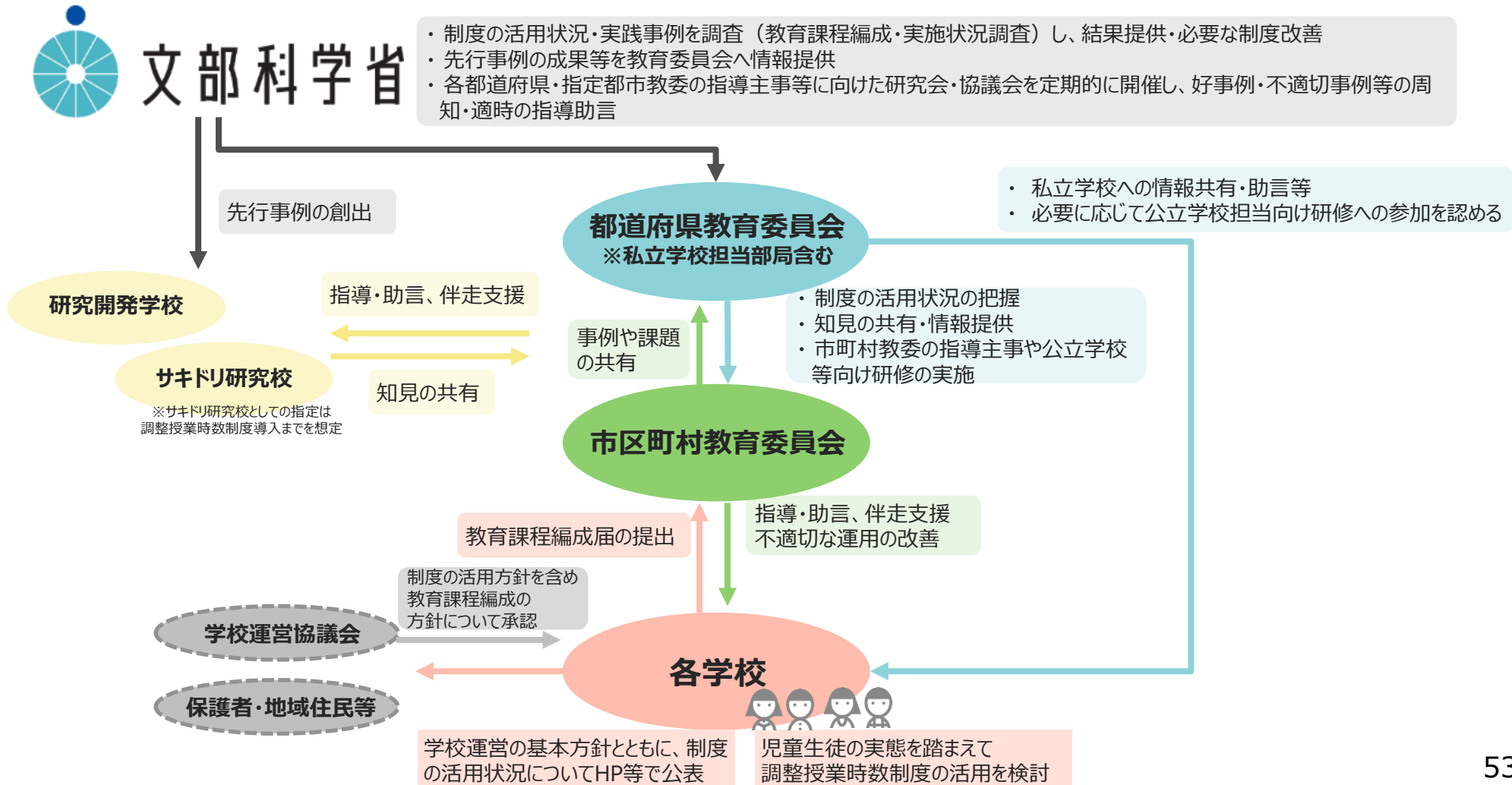
- 各学校に提出を求めている教育課程編成届において、調整授業時数制度等の活用の趣旨とその内容、要件適合性について記載を求める
- 日々の指導・助言や計画訪問等を通じて、各学校の調整授業時数の活用について、他自治体での取組等も参考にしつつ、必要に応じて指導・助言を行うとともに、不適切な運用があった場合には速やかに是正を図る

(4. 各学校)

- 調整授業時数制度を活用した教育課程編成の状況等について、学校運営の基本方針等とともにHPへ公表する
- 学校運営協議会を設置している場合は、教育課程編成の基本的な方針について承認を受ける際、調整授業時数制度等の活用方針についても承認を受ける運用とする（学校運営協議会の承認を受けることとする内容の例示の在り方等についても今後検討）

調整授業時数制度に係る質確保のための仕組みの全体像

- 調整授業時数制度については、児童生徒の多様性の包摂に資するため、児童生徒の実態を最も把握している学校現場の創意工夫を活かすことを重視するものであるが、各教科等の時数を標準を下回って実施可能とし、その分の調整授業時数を教科等ではない「裁量的な時間」にも充てることを可能とするという性質に鑑み、適切に資質・能力の育成に資する取り組みとなるようにすることが必要。
- このため、各学校の挑戦や試行錯誤を応援しながらも、国や都道府県・市町村教育委員会が積極的な役割を果たし、効果的な取組となるよう支援するとともに、単なる受験対策への傾倒や、教育の質の向上と関連のない教師の活動の実施など、適切ではない取組の実施を防ぎ、仮にそうした取組があった場合には、改善を図ることができるよう担保する仕組みを設けることが必要。



その他の柔軟な教育課程の促進方策

(1) 単位授業時間の標準の示し方

- 各教科等の標準授業時数を定めた学校教育法施行規則別表第一の備考欄においては、表に示す授業時数の一単位時間について小学校45分、中学校50分と示しているが、実際に各学校が教育課程を編成・実施する際のそれぞれの授業の一単位時間については、学習指導要領総則において、年間授業時数を確保した上で各学校が適切に定めることとしている。
- このように、単位授業時間は各学校で柔軟に設定可能であるが、そのような認識は広がりや欠いている一方、研究開発学校等においては、単位授業時間の柔軟な設定により時数を生み出す取組も積極的に進められている状況もある。現在、調整授業時数制度の創設も検討している中で、単位授業時間の設定が柔軟に実施可能であることを一層分かりやすく示していく必要がある。
- 学校教育法施行規則別表第一の備考欄の記載ぶりについて、現行「この表の授業時数の一単位時間は四十五分とする」(P36参照)とされているところ、同規則の備考欄において各学校で単位時間を適切に定める旨を明確にしつつ、学習指導要領総則で更に丁寧に趣旨を記載してはどうか。

(2) 年間最低授業週数の示し方

- 現行の総則では、「年間35週（小学校第1学年においては34週）以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童生徒の負担過重にならないようにする」としている。
- しかしながら、令和6年度の調査によれば、実際の総授業日数は196日以上(40週以上)が小学校で約99%、中学校で約98%にのぼるなど、35週(約170-175日程度)を下回らないという基準が意義を発揮していない実態がある。
- それどころか、「年間35週以上」という表現が、「総授業時数を35週で割り、週に29コマの授業を行う必要がある」との認識に繋がっている実態もあり、「週当たりの授業時数が児童生徒の負担過重とならないようにする」というそもそもの規定の趣旨に逆行しているとの指摘もある。
- より実態に即した規定としつつ、児童生徒の負担過重を避け、40週での授業時数の平準化を促進する観点からも、年間の授業週数について、例えば、年間40週を標準として、週当たりの授業時数が児童生徒の過重負担とならないよう配慮して計画する旨の示し方とすることについてどのように考えるか。

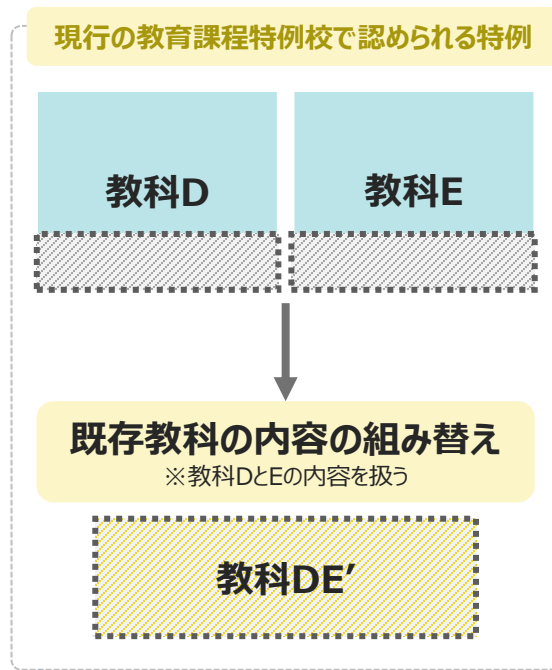
(3) 学習内容の学年区分の示し方

- 各教科等において内容の学習内容の学年区分を示している場合があり、このことは教科の系統性や発達段階を踏まえた指導内容を確保し、教科書会社の教科書の作成・配布を円滑に行う上で重要であるが、児童生徒の実態に応じて学年区分にとらわれない柔軟な教育課程の編成・実施を難しくしているとの指摘もある。
- 総則・評価部会の議論においては、既に表形式による構造化の検討に当たって、「想定する指導学年を明示する場合は○学年相当という形で示す」こととし、学年区分を示す場合であっても、児童生徒の実態に応じて必要があると学校が判断する場合は、学年区分にとらわれず柔軟に指導が可能である旨を明示的に示す方向で議論を進めているところ。
- こうした学年区分にとらわれない柔軟な教育課程の編成・実施については、現在においても、義務教育学校や中等教育学校など、複数の学校種における一貫教育を行う場合には、学年区分や学校種を超えた内容の移行等を既に可能としているところであるが、それらの制度における運用を参考にしつつ、相当学年外での教育課程編成に当たっての留意点として
 - 児童生徒の発達の段階、内容の系統性及び体系性への配慮
 - 義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮
 - 児童生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮といった事項を総則に記載した上で、「教育課程編成・実施状況調査」等で教育課程の編成状況を把握し、不適切と考えられる事例が見られる場合には指導・助言等を行うことが考えられるのではないか。

調整授業時数制度の仕組みの方向性（イメージ）

- 1**
- 標準授業時数が35コマ以下の教科等は調整が可能な教科等（標準を下回って時数を設定してよい教科等）の対象外
 - 「総合的な学習の時間」も調整の対象
 - 調整後の時数は35コマ以上とする

- 2**
- 標準を下回って設定可能な時数幅の上限は、時数調整対象の教科等の1割以上で検討



①既存教科等への上乗せ

調整授業時数

教科A

②教科の新設
※教科B・Cと異なる内容を扱う

新教科
(学校が必要に応じて設定)

③「裁量的な時間」に充当

(ア)児童生徒の資質・能力の育成に特に資する教育活動

(イ)教師の組織的な研究・研修等

年間を通じて計画的に実施しうる上限を設定

現在の授業時数特例校・教育課程特例校制度は調整授業時数制度に統合し、各学校の判断により実施可能とする

生み出した調整授業時数の全体から、③「裁量的な時間」に活用する時間を除いた時数で実施可能

年間を通じて複数の取組を計画的に実施しうる上限を設定

既存教科等への上乗せ

要件

なし

上限

調整授業時数の中で活用可能な時数の上限を設定せず、調整授業時数として生み出した時数のうち、「裁量的な時間」として活用する時数を除いた時数で実施可能

新設教科

要件

裁量的な時間（学習枠）の要件に加え、新設教科の目標、育成する資質・能力、学習評価の方法が体系的・系統的に整理されていること等の要件を設定

学習枠

要件

各教科等の内容に該当しない、もしくはいずれか一つの教科等に当てはめるのが困難な学習活動であること等の要件を設定

類型

- ①個に応じた学習過程の充実に資する取組
- ②学習の素地を高める取組
- ③関係性の質を高め、学習の一層の円滑化に特に資する取組
- ④その他地域等の特色を生かした取組

上限

年間を通じて複数の類型に属する取組を実施することも想定し、適切な上限を検討

研究・研修等枠

要件

学校教育目標・教育課程編成に係る基本方針・年間指導計画等に基づく組織的・計画的な取組であること等の要件を設定

類型

- ①質の高い授業を効果的に実施するための教材研究・授業研究
- ②教師の資質・能力の向上を図るための学校・教育委員会が企画する研修
- ③児童生徒理解の向上など、学習・指導上の課題解決に資する情報共有・協議
- ④学校と地域の連携体制の確保

上限

「学習枠」の上限の内数として設定。年間を通じて計画的に実施することも想定し、適切な上限を検討

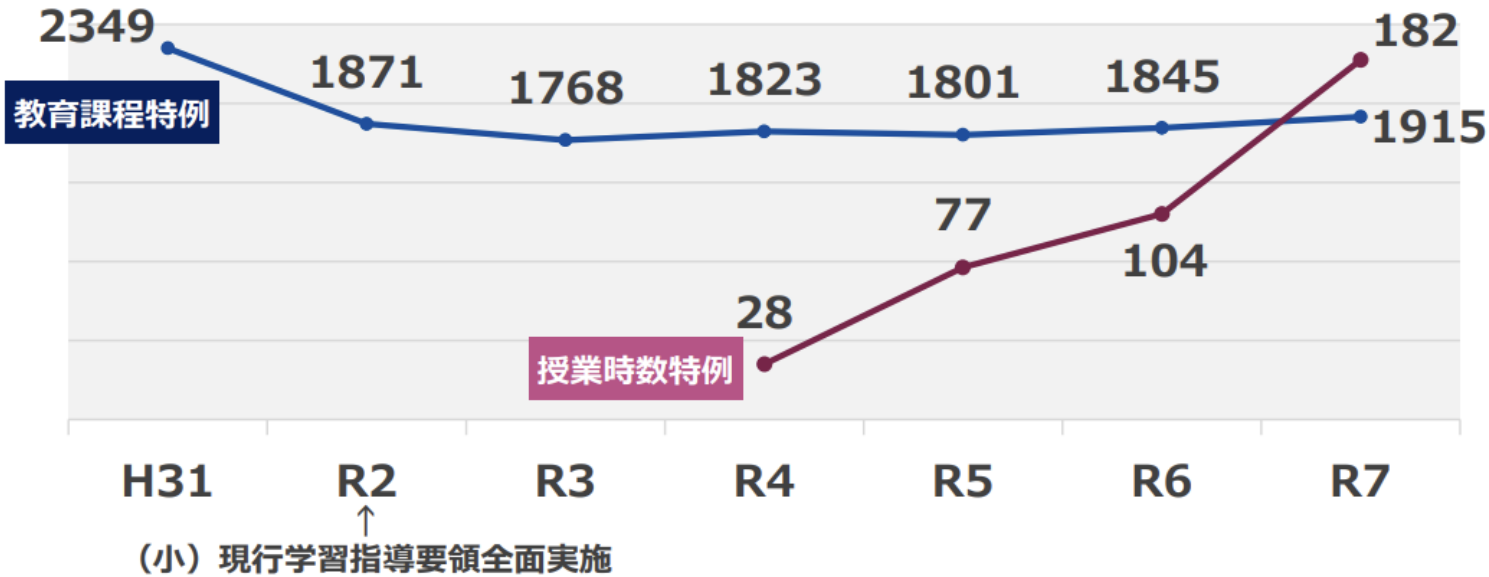
4

5

3

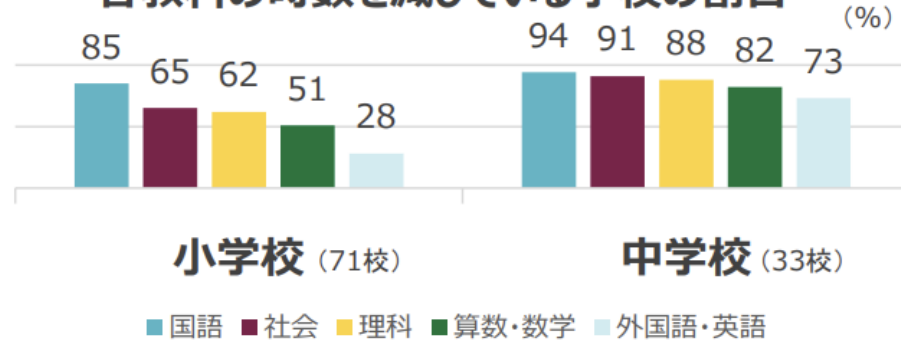
教育課程特例校・授業時数特例校の状況

指定校数の推移

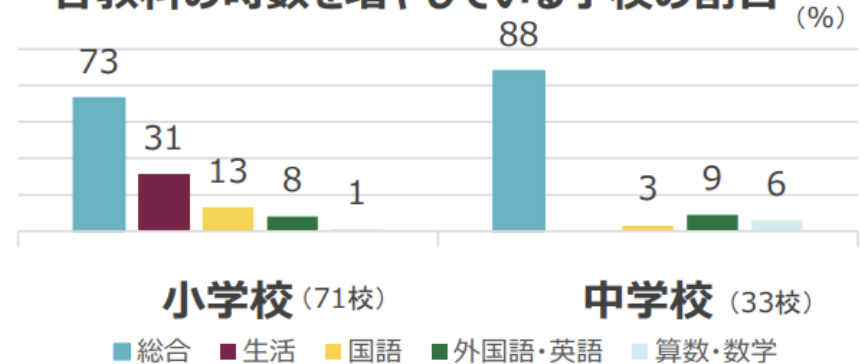


授業時数特例校における取組状況

各教科の時数を減じている学校の割合 (%)



各教科の時数を増やしている学校の割合 (%)



教育課程特例校制度

教育課程特例校とは

文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2等に基づき指定する学校において、学校又は地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するための特別の教育課程を編成することを認める制度。 ※予算措置なし

指定の要件

- 学習指導要領等において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている内容事項が、特別の教育課程において適切に取り扱われていること。
- 総授業時数が確保されていること。
- 児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。
- 保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。
- 児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。

指定の状況（令和7年4月現在）

指定されている管理機関数： 236件

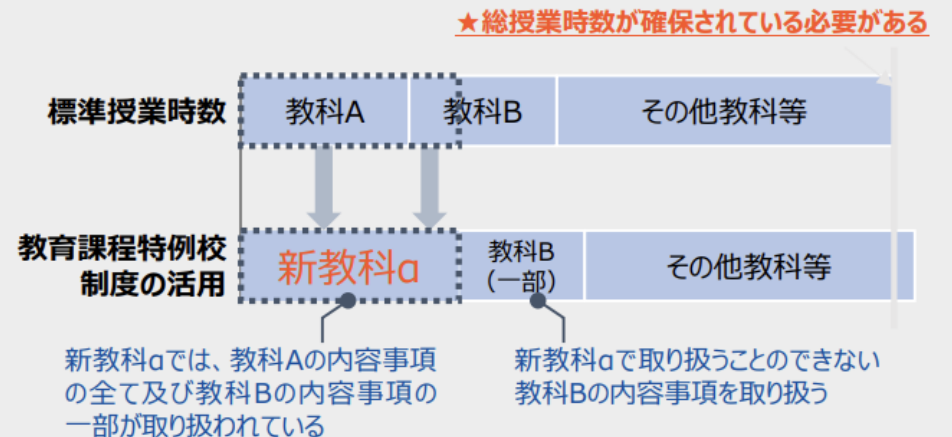
指定されている学校数：1,915校



【主な取組内容】

- **学校や地域の実態に照らした新教科等の設定**
 - (例) 北海道羅臼町：理科、生活科、総合的な学習の時間等を削減し、新教科「知床学」を設定
 - (例) 信州大学教育学部附属松本小学校：1～2 学年の既存の各教科をすべて統合・再整理し、「ことば」「かがく」「くらし」「ひょうげん」の4つの領域を新設
- **既存教科を英語で実施（イマージョン教育）**
 - (例) 私立西大和学園中学校・高等学校：音楽・体育の一部を英語で実施
- **学校段階間の連携による教育**
 - (例) 東京都立川市：特別活動や総合的な学習の時間等を削減し設定した新教科「立川市民科」により、小・中学校が連携した学習活動を実施

教育課程特例校における授業時数のイメージ



★学習指導要領の内容事項は、特別の教育課程において適切に取り扱われる必要がある

授業時数特例校制度

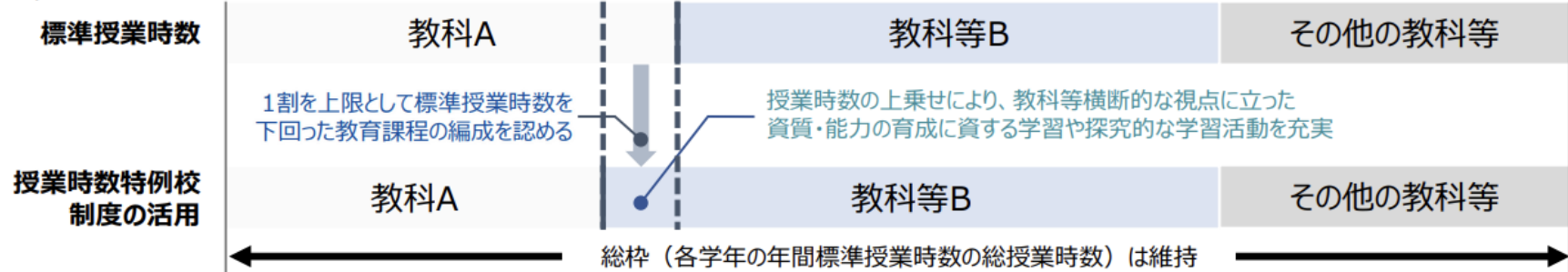
制度概要

- 義務教育段階において、学年ごとに定められた各教科等の授業時数について、**総枠としての授業時数**（各学年の年間の標準授業時数の総授業時数）は維持した上で、**1割を上限として各教科**（※1）の標準授業時数を下回った教育課程の編成を特例的に認める制度。
- 下回ったことによって生じた授業時数を別の教科等の授業時数に上乗せすることで、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成（※2）や探究的な学習活動の充実に資する教育課程編成の一層の推進を図る。
- **令和3年7月に制度創設し、令和4年4月から実施。**

（※1）音楽（中学校第2,3学年）、美術（中学校第2,3学年）、技術・家庭、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動を除く。

（※2）学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）の育成や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成（伝統文化教育、主権者教育、消費者教育、法教育、知的財産教育、郷土・地域教育、海洋教育、環境教育、放射線教育、生命の尊重に関する教育、健康教育、食育、安全教育の充実など）が考えられる。

イメージ



学校の指定（学校教育法施行規則第55条の2、平成20年文部科学省告示第30号）

文部科学大臣が、以下の要件等を満たす学校を指定する。

（指定の要件）

- 学習指導要領の内容事項が適切に取り扱われていること。
- 各学年の年間の標準授業時数の総授業時数が確保されていること。
- 児童生徒の発達の段階、各教科等の特性に応じた内容の系統性・体系的に配慮がなされていること。
- 保護者の経済的負担など、義務教育の機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。
- 児童生徒の転出入など、教育上必要な配慮がなされていること。

指定の状況（令和7年4月現在）

指定されている管理機関数：41件

指定されている学校数：182校



主な取組内容

渋谷区（全小学校）	探究的な学習活動の充実のため、総合的な学習の時間の授業時数を増加し、午前には各教科の学習、午後には子どもの主体性を重視した探究を実施するカリキュラムを編成。
京都府京都市（義務教育学校）	伝統文化教育等の充実のため、音楽科の授業時数を増加。
宮崎県宮崎市（中学校）	環境教育、食育、STEAM教育等の充実のため、総合的な学習の時間の授業時数を増加。
私立星美学園（小学校）	国際的・平和的な世界の担い手教育の充実等のため、生活、外国語活動、総合的な学習の時間等の授業時数を増加。

教育課程柔軟化サキドリ研究校事業 概要

趣旨

- 多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂し、**一人一人の可能性を輝かせる柔軟な教育課程編成を促進**するため、中央教育審議会における次期学習指導要領に向けた検討において「**調整授業時数制度**」(※)の創設について検討中。全国の教育委員会や学校から、令和7年度から先行的に取り組んでいる研究開発学校と同様に、柔軟な教育課程の実施に取り組みたいとの声が多数寄せられている。

(※) **各学校の判断により、各教科の標準授業時数を調整して教育課程を編成することを可能とし、生み出した時数を他教科等や「裁量的な時間」に充当可能とするもの。**

- 柔軟な教育課程を編成・実施する上では、より一層、**各学校におけるカリキュラム・マネジメントや教育委員会等による伴走支援・指導助言が重要**となり、これらの知見の蓄積が、制度導入後の教育課程の質に直結することとなる。

- 「調整授業時数制度」の導入後、各学校が創意工夫ある教育課程を円滑に編成・実施することができるよう、**全国各地の教育委員会・学校が教育課程の柔軟化の具体や手法についてある程度のイメージを持ち、知見を蓄積できるよう後押しをする仕組み（教育課程柔軟化サキドリ研究校事業）を創設。**

※本事業は、研究開発学校制度の下での教育課程の柔軟化の主な先行事例及び現行の授業時数特例校制度を念頭に置きつつ、「調整授業時数制度」の導入に先立って、まずは一定の範囲での教育課程柔軟化の試行事例を全国各地に生み出そうとするものである。実際の「調整授業時数制度」の制度設計は今後中央教育審議会において検討されるものであり、本事業とは同一の仕組みとはならない可能性があることを前提とする。

事業概要

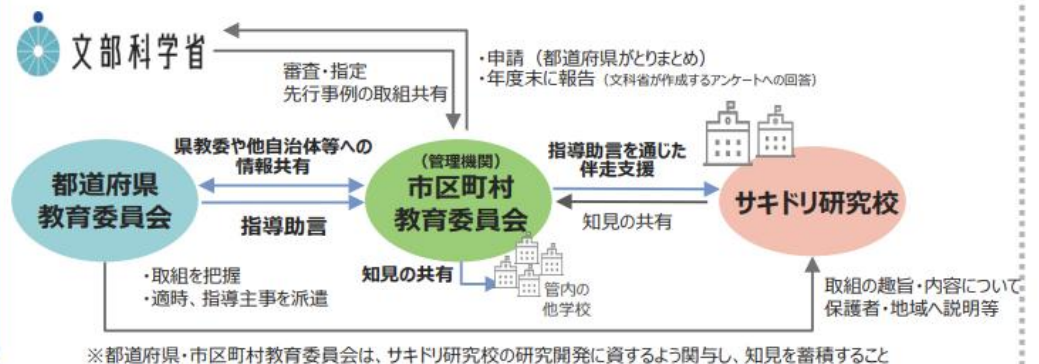
- 「調整授業時数制度」導入後の全国における円滑な制度実施に向け、研究開発学校とは別に、「**調整授業時数制度**」を先取りするような形で**教育課程を編成・実施し、研究開発を行うことができる学校（サキドリ研究校）を文部科学大臣が指定する。**

サキドリ研究校事業における教育課程の特例の内容

サキドリ研究校においては、先行事例を踏まえ、**調整授業時数は対象教科等**(※1)ごとに**10%程度を上限**とし、用途として以下に活用可能とする。その際、①～③にどのように活用するのかについては教育委員会、学校が子供や地域の状況を踏まえて判断することとする。

- ① 既存の各教科等への上乗せ
- ② 教科の新設
- ③ 裁量的な時間 (ア) 子供の資質・能力の育成に特に資する教育活動 (※2)
(イ) 教師の組織的な研究・研修等

- ※1 年間35単位時間以下を標準としている教科等は、**対象外**
- ※2 標準授業時数が設定されていない学校行事や児童会・生徒会活動は含まれない
- ※3 ①②合わせて30コマ程度まで、③ (ア)と(イ)それぞれ30コマ程度まで



対象

全国の国公立の小中学校等のうち希望する学校

- ※ 義務教育学校、中等教育学校前期課程を含む。
- ※ 各都道府県・指定都市につき5校程度を上限として指定。都道府県・指定都市の規模等に応じて6校以上も可能。
- ※ 各都道府県・指定都市における申請校には必ず中学校を含むこととする。
- ※ 国立の学校は1法人につき1校程度を上限として指定。

指定期間

令和8年度から令和10年3月までの2年間を想定
※「調整授業時数制度」の施行時期を踏まえて変更の可能性あり

スケジュール

各学校における取組開始
令和8年4月～